

茨城県・栃木県・群馬県・山梨県踏切道改良協議会合同会議

日時:令和8年3月9日(月) 10:00 ~ 12:00

場所:WEB開催

議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1)茨城県踏切道改良協議会合同会議設置要綱の変更について
栃木県踏切道改良協議会合同会議設置要綱の変更について
群馬県踏切道改良協議会合同会議設置要綱の変更について
…………【資料 1-1~1-3】
- (2)カルテ踏切の法指定に向けた推進について ……【資料2】
- (3)踏切道内誘導表示の設置状況について ……【資料 3】
- (4)踏切道改良計画の期限到達について ……【資料 4】
- (5)地方踏切道改良協議会について ……【資料 5】
- (6)踏切道の現状について ……【資料 6】

3. その他

4. 閉会

<問い合わせ先>

① 国土交通省 関東地方整備局
道路部 地域道路課
TEL:048-600-1904

②国土交通省 関東運輸局
鉄道部 計画課
TEL:045-211-7243

※【資料6】については②

(案)

栃木県踏切道改良協議会合同会議設置要綱

(目的)

第1条 栃木県踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、栃木県の踏切道及び地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他栃木県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

(協議事項等)

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- (2) 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- (3) 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- (4) 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法第15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、(1)及び(3)の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- (5) [未指定の踏切道の場合]法第3条又は法第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(合同会議の組織)

第3条 合同会議は、別表に掲げる協議会（以下「各協議会」という。）の踏切道及び別表に掲げる踏切道（以下「各踏切道」という。）を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省関東地方整備局長とし、副議長は、国土交通省関東運輸局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各協議会の構成員、各踏切道の鉄

道事業者及び道路管理者、都道府県知事のほか、議長が必要と認める者とする。

(踏切道改良検討会)

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関して指定に向けた具体的検討を行うため栃木県踏切道改良検討会を設置する。

2 踏切道改良検討会に係る規約は別に定める。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、各協議会の議長、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、関東地方整備局道路部地域道路課及び関東運輸局鉄道部計画課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年2月22日から施行する。

附 則
(施行期日)

第1条 この改正は、令和5年2月9日から施行する。

附 則
(施行期日)

第1条 この改正は、令和6年3月15日から施行する。

附 則
(施行期日)

第1条 この改正は、令和7年3月10日から施行する。

附 則
(施行期日)

第1条 この改正は、令和8年3月9日から施行する。

別表 改良すべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日 ※空欄箇所は未指定	道路管理者	鉄道事業者
羽牛田街道	R6.1.18	宇都宮市	東日本旅客鉄道
第二上三川街道		栃木県	東日本旅客鉄道
第一大岩	R4.1.21	足利市	東日本旅客鉄道
宝来社街道	H29.1.27	栃木県	東日本旅客鉄道
日光線第224号	H29.1.27	栃木県	東武鉄道
日光線第248号	H29.1.27 R7.12.23	栃木市	東武鉄道
佐野線第41号	R6.1.18	佐野市	東武鉄道
昭和街道	R6.1.18	佐野市	東日本旅客鉄道
鬼怒川線第7号	H30.1.19	日光市	東武鉄道
飯田		小山市	東日本旅客鉄道
太夫塚	R3.4.13	那須塩原市	東日本旅客鉄道
第一上三川街道	R6.1.18	栃木県	東日本旅客鉄道
第一大田原街道	H30.1.19	大田原市	東日本旅客鉄道
日光線第278号	R4.12.16	栃木市	東武鉄道
下荒川	R4.12.16	小山市	東日本旅客鉄道

別表 災害時管理を定めるべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
牛塚	R6.7.31	栃木県	東日本旅客鉄道

栃木県踏切道改良協議会合同会議構成組織

	構成員
議長	国土交通省 関東地方整備局
副議長	国土交通省 関東運輸局
道 路 管 理 者	栃木県
	宇都宮市
	足利市
	佐野市
	小山市
	矢板市
	栃木市
	日光市
	那須塩原市
	大田原市
	鹿沼市
鉄 道 事 業 者	東日本旅客鉄道(株)
	日本貨物鉄道(株)
	東武鉄道(株)
	真岡鐵道(株)
	野岩鐵道(株)
	わたらせ渓谷鐵道(株)
オブ ザー バー	関東地方整備局 建政部 都市整備課
事 務 局	関東地方整備局 道路部 地域道路課
	関東運輸局 鉄道部 計画課

関東地方整備局からの情報提供

令和8年3月

目次

- ・カルテ踏切の法指定に向けた推進について……資料2
- ・踏切道内誘導表示の設置状況について……資料3
- ・踏切道改良計画の期限到達について……資料4
- ・地方踏切道改良協議会……資料5

カルテ踏切の法指定に向けた推進について

踏切対策の見える化【記者発表資料】

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和3年10月15日
道路局路政課
鉄道局施設課
都市局街路交通施設課

踏切対策のPDCAサイクルの充実を図り、「見える化」を進めます。

～開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切のカルテを見直し、対策の進捗状況を公表します～

本年4月に施行された改正踏切道改良促進法において創設された、改良後の踏切道に対する評価の実施により踏切対策のPDCAサイクルを強化したところ
です。これまでの対策の実施や踏切の交通量の変化等により課題が解消された一方、バリアフリー化の必要性が高い踏切を新たな課題として追加するなどの結果、緊急に対策の検討が必要な踏切は1,336箇所となり、今般、対策状況等をまとめた「踏切道安全通行カルテ」を公表しました。今後、1年に1度、評価結果等を踏まえてカルテを更新し、踏切対策の「見える化」を進めます。

➤ 国土交通省では、平成28年6月に開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）1,479箇所について、踏切の諸元、交通量、事故発生状況、対策状況等を鉄道事業者と道路管理者が連携してとりまとめた「踏切道安全通行カルテ」として公表し、対策を講じてきました。

➤ 対策の実施や踏切における交通量、遮断時間、事故の減少により課題が解消された箇所がある一方、鉄道とバリアフリー法に基づく特定道路とが交差している場合における移動等円滑化の促進の必要性が特に高い踏切を新たに追加するなどの結果、カルテ踏切は1,336箇所となり、今般、対策状況等をまとめた「踏切道安全通行カルテ」を更新しました。

H28.6公表	1,479箇所
・解消	-426箇所
うち、対策完了	-223箇所
交通量の変化等	-203箇所
・新規追加	+283箇所
今回公表	1,336箇所

➤ 今後、国土交通省としては、改正踏切道改良促進法で新たに創設された、改良後の踏切道に対する評価の結果等を反映した「踏切道安全通行カルテ」を1年に1度更新し、対策の進捗状況や取組の成果を「見える化」すること
で、更なる踏切対策の促進を図ってまいります。

別添資料

○踏切対策のPDCAサイクルの強化（別添1）

○緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）（別添2）

	： 1,336箇所（重複除く）
開かずの踏切	： 539箇所
自動車ボトルネック踏切	： 289箇所
歩行者ボトルネック踏切	： 527箇所
歩道が狭隘な踏切	： 99箇所
通学路要対策踏切	： 96箇所
事故多発踏切	： 81箇所
移動等円滑化要対策踏切	： 170箇所
	（※上記箇所は重複あり）

○都道府県別箇所数（別添3）

○踏切道安全通行カルテ作成例（別添4）

○用語の定義（別添5）

※カルテ踏切の一覧や個別の「踏切道安全通行カルテ」は以下の各地方整備局等のホームページをご覧ください。

個別の踏切道安全通行カルテに関する問い合わせ先

<北海道>

カルテ掲載HP

https://www.hkd.mlit.go.jp/kv/kn/tihou_seibi/ud49w7000002k0u.html

○全般、道路に関するもの

北海道開発局 建設部 地方整備課 電話（代表）011-709-2311

○鉄道に関するもの

北海道運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）011-290-2733

<東北>（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

カルテ掲載HP

http://www.thr.mlit.go.jp/road/fumikirianzen_new/kakutiseifumikiriTOP.html

○全般、道路に関するもの

東北地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）022-225-2031

○鉄道に関するもの

東北運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）022-791-7528

<関東>

カルテ掲載HP

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/index00000027.html>

- 全般、道路に関するもの（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
関東地方整備局 道路部 地域道路課 電話（代表）048-601-3151
- 鉄道に関するもの（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）
関東運輸局 鉄道部 計画課 電話（直通）045-211-7243

<北陸>

カルテ掲載HP

<https://www.hrr.mlit.go.jp/road/fumikiri.html>

- 全般、道路に関するもの（新潟県、富山県、石川県）
北陸地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）025-370-6742
- 鉄道に関するもの（新潟県、石川県、富山県、長野県）
北陸信越運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）025-285-9153

<中部>

カルテ掲載HP

<https://www.cbr.mlit.go.jp/road/humikiri/index.html>

- 全般、道路に関するもの（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
中部地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）052-953-8170
- 鉄道に関するもの（福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
中部運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）052-952-8032

<近畿>

カルテ掲載HP

<https://www.kkr.mlit.go.jp/road/sesaku/fumikiritaisaku.html>

- 全般、道路に関するもの（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
近畿地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）06-6942-4418
- 鉄道に関するもの（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
近畿運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）06-6949-6441

<中国>（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

カルテ掲載HP

<http://www.cgr.mlit.go.jp/ohiki/dovroj/fumikiri/index.html>

- 全般、道路に関するもの
中国地方整備局 道路部 地域道路課 電話（代表）082-221-9231
- 鉄道に関するもの
中国運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）082-228-8798

<四国>（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

カルテ掲載HP

<https://www.skr.mlit.go.jp/road/fumikiritaisaku/index.html>

- 全般、道路に関するもの
四国地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）087-811-8323
- 鉄道に関するもの
四国運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）087-802-6761

<九州>（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

カルテ掲載HP

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-miohi/fumikirikarute/index.htm>

- 全般、道路に関するもの
九州地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）092-476-3531
- 鉄道に関するもの
九州運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）092-472-2520

<全般の問い合わせ先> 国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111

道路局路政課 課長補佐 栗原（内線 37342）

（課直通）TEL 03-5253-8479、FAX 03-5253-1616

鉄道局施設課 課長補佐 森田（内線 40852）

（課直通）TEL 03-5253-8554、FAX 03-5253-1634

都市局街路交通施設課 課長補佐 柳田（内線 32852）

（課直通）TEL 03-5253-8417、FAX 03-5253-1592

関東地方整備局の掲載HP

道路 美しい関東を支えるみちづくり

踏切道の改良促進について

法指定踏切について

国土交通省では、踏切道改良促進法に基づき、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に踏切道対策を推進しております。開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）や地域で課題があると認識している踏切などについて、令和6年度までに改良すべき踏切道として、全国766箇所（R3.4：93箇所、R4.1：63箇所、R4.12：85箇所、R6.1：408箇所、R7.1：117箇所）の指定を行いました。これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅等の対策に加え、周辺迂回路の整備などの画的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。管内では、284箇所（茨城県 9箇所、栃木県 8箇所、群馬県 10箇所、埼玉県 36箇所、千葉県 27箇所、東京都 100箇所、神奈川県 85箇所、長野県 9箇所）が「法指定踏切」となっています。

管内 法指定踏切一覧 R7.1未時点（箇所）

都道府県	管内 法指定踏切一覧 R7.1未時点（箇所）				
	R3.4.13 法指定	R4.1.21 法指定	R4.12.26 法指定	R6.1.18 法指定	R7.1.15 法指定
茨城県	9	3	1	2	2
栃木県	8	1	2	4	
群馬県	10		1	5	4
埼玉県	36	4	4	23	2
千葉県	27	1	2	11	2
東京都	100	15	22	47	15
神奈川県	85	2	8	50	24
山梨県					
長野県	9	1		6	1
合計	284	33	40	148	50

[法指定踏切の一覧と各カルテの間数はこちら（踏切道安全通行カルテと地域課題踏切カルテ）【更新中】\[Excel:60KB\]](#)

緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）について

踏切の交通量、事故発生状況等の客観的データに基づき、開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）として、全国1,336箇所を抽出しました。（令和3年9月未現在）。管内では、754箇所（茨城県8箇所、栃木県12箇所、群馬県2箇所、埼玉県110箇所、千葉県69箇所、東京都401箇所、神奈川県138箇所、長野県14箇所）が「カルテ踏切」となっています。

管内 カルテ踏切一覧 R3.9未時点（箇所）

都道府県	開かずの踏切	管内 カルテ踏切一覧 R3.9未時点（箇所）					
		自動車ボトルネック踏切	歩行者ボトルネック踏切	歩道狭隘踏切	通学路要対策踏切	事故多発踏切	移動等円滑化要対策踏切
茨城県	8	2		1	3	1	2
栃木県	12	2		4	6		4
群馬県	2	1					1
埼玉県	110	38	44	13	2	4	13
千葉県	69	2	18	14	9	4	6
東京都	401	288	37	11		17	25
神奈川県	138	76	12	7	3	14	29
山梨県							
長野県	14			2	9		3

※カルテ基準別の箇所数は、重複している箇所があるため、各値の和とカルテ踏切の総数は一致しない。

[カルテ踏切の一覧と各カルテの間数はこちら（踏切道安全通行カルテ）\[Excel:131KB\]](#)

カルテ踏切りリスト(例)

カルテ踏切の一覧と各カルテの照会はこちら(踏切安全通行カルテ) [Excel:131KB] 

都道府県	踏切 道名 <small>※個別のカルテは踏切道 名をクリック</small>	所在地	道路 管理者名	道路名	鉄道事業者名	鉄道路線名	開かずの踏切	自動車 ポトル ネット ク	歩行者 ポトル ネット ク	歩道が 狭い 踏切	進学 路要 対策 踏切	事故 多発 踏切	移動 等円 滑化 要 対策 踏切	法指定年月日	進捗状況
茨城県	二小町	茨城県水戸市樋町三丁目1582番地先	水戸市	市道浜田2号線	東日本旅客鉄道、鹿島臨海鉄道	常磐線、大洗鹿島線		○							未指定
茨城県	返木	茨城県水戸市有賀町2496番地先	水戸市	市道内原7-0052号線	東日本旅客鉄道	常磐線				○				R4.1.21	対策完了
茨城県	回和田街道	茨城県水戸市赤塚1丁目地内	茨城県	県道玉里水戸線	東日本旅客鉄道	常磐線		○							未指定
茨城県	小水陸前庭街道	茨城県日立市小水津町1-47-26地先	日立市	市道817号線	東日本旅客鉄道	常磐線							○	R4.1.21	検討中
茨城県	本郷道	茨城県土浦市荒川沖東三丁目26-1	土浦市	市道I級38号線	東日本旅客鉄道	常磐線				○			○	R6.1.18	検討中
茨城県	惣登	茨城県牛久市田宮二丁目39-1	牛久市	市道453号線	東日本旅客鉄道	常磐線				○					未指定
茨城県	六里	茨城県ひたちなか市高場1342-2	ひたちなか市	佐野地区269号線	東日本旅客鉄道	常磐線						○			未指定
茨城県	云雀	茨城県小美玉市羽鳥字後谷津2036	小美玉市	市道美2級9号	東日本旅客鉄道	常磐線				○				H31.2.8	対策完了
栃木県	羽生田街道	栃木県宇都宮市雀宮5丁目6-6地先	宇都宮市	市道713号線	東日本旅客鉄道	東北線							○	R6.1.18	検討中
栃木県	第二上三山街道	栃木県宇都宮市築港町1923-2地先	栃木県	主要地方道宇都宮結城線	東日本旅客鉄道	東北本線		○							未指定
栃木県	第一六岩	栃木県足利市五十部町416-6	足利市	市道五十部町4号線	東日本旅客鉄道	両毛線				○	○			R4.1.21	対策完了
栃木県	宝来村街道	栃木県足利市通2丁目5-2	栃木県	主要地方道足利千代田線	東日本旅客鉄道	両毛線				○	○			H29.1.27	事業中
栃木県	日光線第224号	栃木県栃木市若布町静和宇宮林2364-3	栃木県	一般県道と泉岡々田線	東武鉄道	日光線					○			H29.1.27	対策完了
栃木県	日光線第248号	栃木県栃木市大平町高田1066-5	栃木市	市道1047号線	東武鉄道	日光線				○				H29.1.27	検討中
栃木県	佐野線第41号	栃木県佐野市若松町341番2地先	佐野市	市道1級2号線	東武鉄道	佐野線					○		○		未指定
栃木県	沼和街道	栃木県佐野市若松町341番1地先	佐野市	市道1級2号線	東日本旅客鉄道	両毛線					○		○		未指定
栃木県	並沢川線第2号	栃木県日光市今市1345-2地先	日光市	市道今1027号線	東武鉄道	鬼怒川線				○				H30.1.19	事業中
栃木県	飯田	栃木県小山市乙女3丁目31-25地先	小山市	市道265号線	東日本旅客鉄道	東北本線		○							未指定
栃木県	太夫返	栃木県那須塩原市太夫塚3丁目221-6地先	那須塩原市	市道N220号線	東日本旅客鉄道	東北本線					○			R3.4.13	検討中
栃木県	第二上三山街道	栃木県下野市石橋173-4地先	栃木県	一般県道結城石橋線	東日本旅客鉄道	東北線							○	R6.1.18	検討中
群馬県	第二藤岡街道	群馬県高崎市新町南町1711	群馬県	主要地方道藤岡大胡線	東日本旅客鉄道	高崎線							○	R6.1.18	検討中
群馬県	塚原	群馬県高崎市飯塚町内1535	高崎市	環状内廻り線	東日本旅客鉄道	上越線		○							未指定
埼玉県	平方街道	埼玉県さいたま市西区指扇2647-3地先	さいたま市	主要地方道さいたま鴻巣線	東日本旅客鉄道	川越線		○							未指定

法指定踏切リスト(例)

法指定踏切の一覧と各カルテの照数はこちら (踏切交通安全通行カルテと地域課題踏切カルテ) 【更新中】 [Excel:60KB] 

管内 法指定踏切一覧										R7.1未時点		
都道府県	踏切道名 ※個別のカルテは踏切道名をクリック	所在地	道路管理者名	道路名	鉄道事業者名	鉄道路線名	該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)			法指定年月日	進捗状況	
茨城県	三級1	茨城県常総市	常総市	1062号線	関東鉄道(株)	常総線	第二基準6号 (踏切道幅がない踏切)	-	-	-	R3.4.13	対策完了
栃木県	太去原	栃木県那須塩原市	那須塩原市	N220号線	東日本旅客鉄道(株)	東北本線	第二基準12号 (地域課題踏切)	-	-	-	R3.4.13	検討中
埼玉県	羽生旭22	埼玉県羽生市	羽生市	1200号線	秩父鉄道(株)	秩父本線	第二基準6号 (踏切道幅がない踏切)	-	-	-	R3.4.13	対策完了
埼玉県	第四赤尾街道	埼玉県深谷市	埼玉県	深谷寄居線	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	第二基準11号 (移動車両運行要対策踏切)	-	-	-	R3.4.13	検討中
埼玉県	第一本庄街道	埼玉県児玉郡栗里町	埼玉県	本庄寄居線	東日本旅客鉄道(株)	八高線	第二基準12号 (地域課題踏切)	-	-	-	R3.4.13	対策完了
千葉県	第一鎌取	千葉県千葉市中央区	千葉市	竈我町175号線	東日本旅客鉄道(株)	内房線	第二基準5号 (歩道踏切)	-	-	-	R3.4.13	検討中
千葉県	生茂	千葉県千葉市中央区	千葉市	村田町19号線	東日本旅客鉄道(株)	内房線	第二基準12号 (地域課題踏切)	-	-	-	R3.4.13	検討中
千葉県	本沼下	千葉県茂原市	茂原市	1線17号線	東日本旅客鉄道(株)	外房線	第二基準9号 (通学踏切)	-	-	-	R3.4.13	事業中
千葉県	七蓮街道	千葉県成田市	成田市	並木町大久保台線	東日本旅客鉄道(株)	成田線	第二基準8号 (通学踏切)	-	-	-	R3.4.13	対策完了
千葉県	古賀新	千葉県成田市	成田市	横町南台線	東日本旅客鉄道(株)	成田線	第二基準9号 (通学踏切)	-	-	-	R3.4.13	検討中
千葉県	倉立	千葉県東金市	東金市	0213号線	東日本旅客鉄道(株)	東金線	第二基準4号 (歩道踏切)	-	-	-	R3.4.13	検討中
千葉県	王塚	千葉県旭市	千葉県	干潟停車場豊畑線	東日本旅客鉄道(株)	総武本線	第二基準4号 (歩道踏切)	-	-	-	R3.4.13	検討中
千葉県	下埴田	千葉県市原市	市原市	6035号線	小湊鉄道(株)	小湊鉄道線	第二基準6号 (踏切道幅がない踏切)	-	-	-	R3.4.13	対策完了
千葉県	鎌ヶ谷古仏1号	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷1-9-1地先	鎌ヶ谷市	4517号線	新京成電鉄(株)	新京成線	第二基準7号 (踏切道幅がない踏切)	-	-	-	R3.4.13	対策完了
千葉県	第三千倉街道	千葉県南房総市	千葉県	館山千倉線	東日本旅客鉄道(株)	内房線	第二基準12号 (地域課題踏切)	-	-	-	R3.4.13	事業中
千葉県	淵見道	千葉県香取郡神崎町長田1041-2	千葉県	国道356号	東日本旅客鉄道(株)	成田線	第二基準12号 (地域課題踏切)	-	-	-	R3.4.13	事業中

踏切道安全通行カルテとは

- 緊急に対策の検討が必要な踏切について踏切道安全通行カルテとしてH28年6月から公表
- 踏切道安全通行カルテは1年に1度更新し、や対策の進捗状況や取組成果を『見える化』して踏切対策を促進

踏切道安全通行カルテ										更新日：令和3年9月	
ふたがわ	〇〇〇	所在地	〇〇〇	路線名	〇〇〇線	踏切管理番号	〇〇〇市	路線番号	〇〇〇線	路線種別	〇〇〇線
位置図・現況写真		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等	
※地図イメージ		※写真イメージ		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等	
※写真イメージ		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等	
基本算定データ		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等	
カルテ適用の基準		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等	
法指定の状況		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等	
対策図・完了写真		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等	

- 所在地・管理者等
- 位置図・現況写真
- 踏切の諸元・構造等
- カルテ基準や法指定基準に係るデータ
- カルテ基準
- 法指定の状況
- 対策の実施状況等

年に1度、下記の情報等を更新

- ・法指定の状況
- ・対策実施の状況
- ・対策図及び完了写真

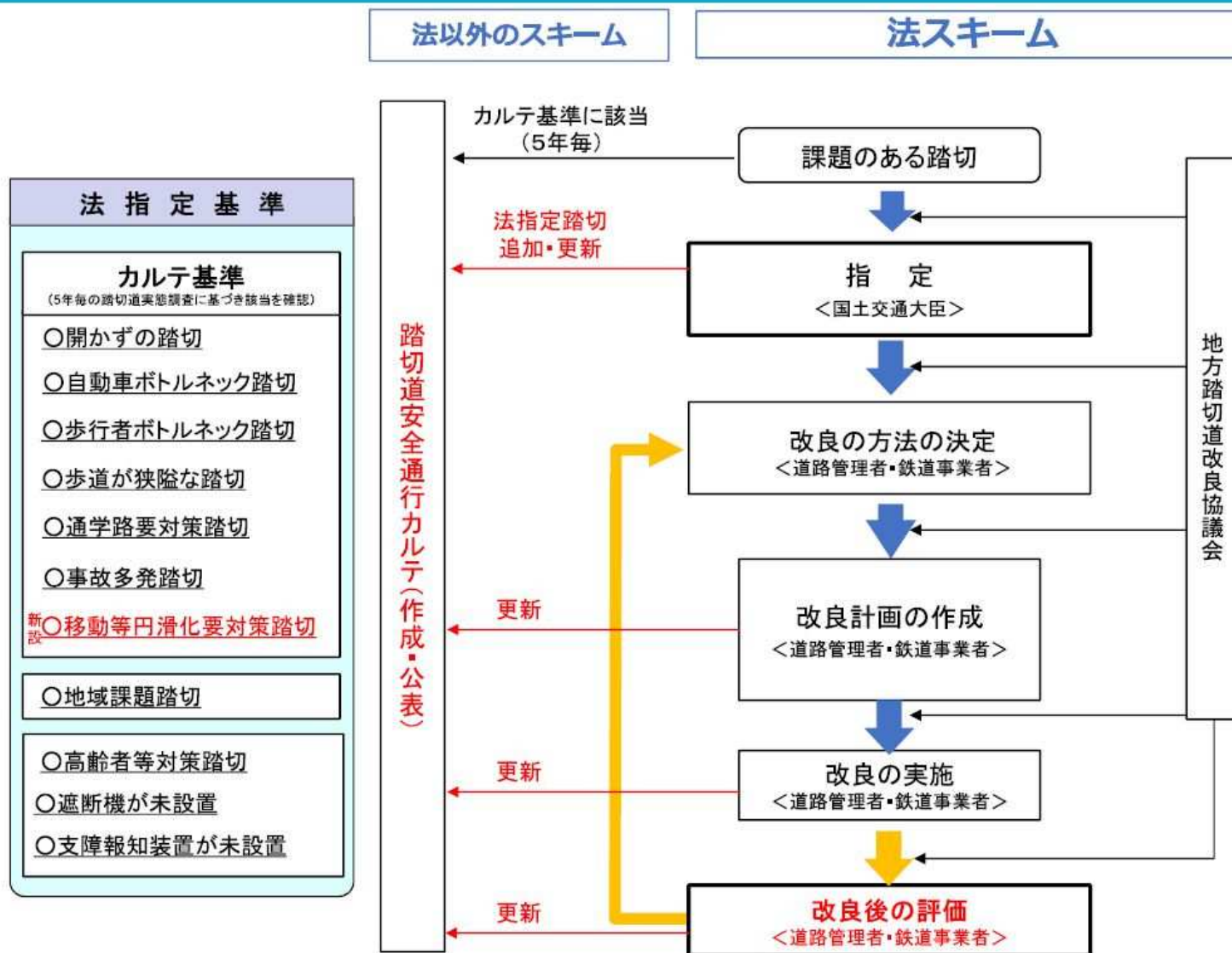
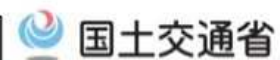
地域課題踏切カルテ										更新日：令和3年9月	
ふたがわ	〇〇〇	所在地	〇〇〇	路線名	〇〇〇線	踏切管理番号	〇〇〇市	路線番号	〇〇〇線	路線種別	〇〇〇線
位置図・現況写真		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等	
※地図イメージ		※写真イメージ		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等	
基本算定データ		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等	
法指定の状況		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等	
対策図・完了写真		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等		踏切の諸元・構造等	

グリーンカルテは地域課題踏切

踏切対策の流れ

踏切対策のPDCAサイクルの強化

別添 1



踏切道指定基準(施行規則第二条)

1号:自動車ボトルネック踏切

- ・踏切自動車交通遮断量が5万/日以上

2号:歩行者ボトルネック踏切

- ・自動車交通遮断量と歩行者等交通遮断量の和が5万/日以上かつ歩行者等交通遮断量が2万/日以上

3号:開かずの踏切

- ・ピーク時遮断時間40分/時以上

4号、5号:歩道狭隘踏切

- ・前後道路に比べ歩道が狭い、もしくは前後道路に歩道があるのに歩道がない踏切のうち、「踏切道に接続する道路の車道の幅員が5.5m以上のもの」で「前後道路の歩道と比べて歩道の幅員が1.0m以上狭い」などに該当

6号:踏切遮断機が設置されていないもの

7号:踏切支障報知装置が設置されていないもの

8号:事故多発踏切

- ・直近の5年間に於いて2回以上の踏切事故が発生

9号:通学路要対策踏切

- ・通学路に該当し、通学児童等の通行の安全確保が特に必要なもの

10号:高齢者等対策踏切

- ・付近に福祉施設等があり、高齢者又は障害者の通行の安全確保が特に必要なもの

11号:移動等円滑化要対策踏切

- ・鉄道と特定道路とが交差している場合におけるものであって移動等円滑化の促進の必要性が特に高いと認められるもの

12号:地域課題踏切

- ・踏切道における交通量、事故の発生状況、その他地域の事情等を考慮して、事故防止又は交通円滑化の必要性が特に高いもの

カルテ踏切

○自動車ボトルネック踏切

○歩行者ボトルネック踏切

○開かずの踏切

○歩道狭隘踏切

- 1) 以下の全てに該当する踏切道
 - ・前後道路の車道幅員が5.5m以上
 - ・前後の歩道に比べ、歩道が1.0m以上狭い踏切
 - ・1日の自動車交通量が1,000台(通学路では500台)以上
 - ・1日の歩行者交通量が100人(通学路では40人)以上
- 2) 以下の全てに該当する踏切道
 - ・前後道路全幅に比べて踏切道内全幅が2.0m以上狭い
 - ・踏切道内全幅が5.5m未満
 - ・前後道路に歩道が設置されている
 - ・自動車及び歩行者交通量の基準については、1)と同様

○事故多発踏切

○通学路要対策踏切

- ・通学路であるものであって通学路交通安全プログラムに位置づけられ、通学児童等の通行の安全確保が特に確保する必要がある踏切

○移動等円滑化要対策踏切

- ・鉄道と特定道路(高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。)とが交差している場合におけるものであって移動等円滑化の促進の必要性が特に高い踏切

R7年度の法指定状況について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年12月23日
道路局官房参事官（道路交通連携）
都市局街路交通施設課
鉄道局施設課

改良すべき踏切道を102箇所指定しました ～踏切事故の防止及び交通の円滑化を目指して～

踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、全国102箇所の指定を行いました。

- 国土交通省では、踏切道改良促進法に基づき、踏切事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に踏切道対策を推進しております。
- この度、開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切や地域で課題があると認識している踏切などについて、改良すべき踏切道として、全国102箇所^{※1}（別紙）の指定を行いました。
- これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅等の対策に加え、周辺迂回路の整備などの面的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。
- 今回の指定にあわせて、地方公共団体の踏切対策に関する協議をサポートする「踏切協議相談窓口^{※2}」を地方整備局等に設置します。

【参考】国土交通省の踏切道対策はこちらをご確認ください。
(https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fumikiri/fu_index.html)

※1：過年度に指定された踏切と重複する9箇所を含む
※2：踏切協議相談窓口の設置については、別途、国土交通省HPにおいて公表します。

<問合せ先>

道路局官房参事官（道路交通連携）付 課長補佐 長内
TEL（代表）03-5253-8111（内線37342）、（直通）03-5253-8479
鉄道局施設課 課長補佐 岡本
TEL（代表）03-5253-8111（内線40852）、（直通）03-5253-8554
都市局街路交通施設課 課長補佐 加藤木
TEL（代表）03-5253-8111（内線32852）、（直通）03-5253-8417



踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

No.	踏切道		幹線		運路		該当する指定に係る基準第二条 (踏切道改良促進法施行規則)		
	名称	位置	事業者	線名	管轄者	種別			
1	藤代	岩手県盛岡市	東日本旅客鉄道(株)	東北線	盛岡市	市道	中塚田線9号線	第12号	-
2	宇治野	宮城県仙台市	東日本旅客鉄道(株)	東北線	仙台市	市道	越前小学校前線	第12号	-
3	十文字西	山形県山形市	東日本旅客鉄道(株)	仙山線	山形市	市道	風祭十文字線	第9号	-
4	常盤	茨城県下妻市	関東鉄道(株)	常総線	下妻市	市道	7206	第9号	-
5	常盤	茨城県常陸市	関東鉄道(株)	常総線	常陸市	市道	常221	第9号	-
6	掛ヶ谷	茨城県常陸大宮市	東日本旅客鉄道(株)	水郡線	常陸大宮市	市道	2-5号線	第12号	-
7	日光線東244号	栃木県栃木市	東武鉄道(株)	日光線	栃木市	市道	1047号線	第4号	-
8	上平線東60号	群馬県群馬市	上毛電気鉄道(株)	上毛線	群馬市	市道	21-5184号線	第9号	-
9	冷水島橋場	群馬県高崎市	上信電気(株)	上信線	高崎市	市道	2287号線	第9号	-
10	安代寺	群馬県高崎市	上信電気(株)	上信線	高崎市	市道	1502号線	第9号	-
11	鹿井	群馬県高崎市	上信電気(株)	上信線	高崎市	市道	百井-4127号線	第9号	-
12	百井東橋内	群馬県高崎市	上信電気(株)	上信線	高崎市	市道	百井-5284号線	第9号	-
13	高次郎	群馬県みどり市	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	みどり市	市道	1803号線	第12号	-
14	野田線東5号	埼玉県さいたま市大宮区	東武鉄道(株)	野田線	さいたま市	市道	10348号線	第12号	-
15	新船橋東2号	埼玉県船橋市	西武鉄道(株)	池沼線	船橋市	市道	1-1-1号線	第10号	-
16	野田線東148号	千葉県野田市	東武鉄道(株)	野田線	野田市	市道	22348号線	第9号	-
17	榎町	千葉県船橋市	東日本旅客鉄道(株)	内房線	船橋市	市道	船島橋東線新田線	第9号	-
18	東田馬場東5号	東京都新宿区	西武鉄道(株)	新宿線	新宿区	区道	23-221	第10号	-
19	東田馬場東4号	東京都台東区	東武鉄道(株)	井の頭線	台東区	区道	21-8005号線	第10号	-
20	東田馬場東3号	東京都台東区	東武鉄道(株)	井の頭線	台東区	区道	21-0402号線	第10号	-
21	九島仏2号	東京都台東区	東武鉄道(株)	大井町線	台東区	区道	33-C177号線	第12号	-
22	九島仏1号	東京都台東区	東武鉄道(株)	大井町線	台東区	区道	33-B002号線	第12号	-
23	九島仏4号	東京都台東区	東武鉄道(株)	大井町線	台東区	区道	33-C203号線	第12号	-
24	保谷東3号	東京都西東京市	西武鉄道(株)	池沼線	西東京市	市道	207号線	第10号	-
25	住吉東(東)	神奈川県横浜市磯区	東日本旅客鉄道(株)	東横線	横浜市	市道	住吉東100号線	第2号	第2号
26	住吉東(西)	神奈川県横浜市磯区	東日本旅客鉄道(株)	東横線	横浜市	市道	住吉東100号線	第2号	-
27	小津	神奈川県横浜市磯区	東日本旅客鉄道(株)	東横線	横浜市	市道	東上線山	第1号	-
28	上田出	石川県羽咋郡宝達志水町	西日本旅客鉄道(株)	七尾線	宝達志水町	市道	寶達上田線	第12号	-
29	少年館	岐阜県各務原市	東海旅客鉄道(株)	美濃線	各務原市	市道	各412号線	第12号	-
30	稲保橋東	静岡県沼津市	東海旅客鉄道(株)	東海線	沼津市	市道	02067号線	第9号	-
31	新木曾川8号	愛知県一宮市	名古屋鉄道(株)	一宮市	一宮市	市道	0179号線	第7号	-
32	徳知道・徳知口9号	愛知県豊川市	名古屋鉄道(株)	豊川線	豊川市	市道	豊川長津線	第1号	-
33	一ツ木8号	愛知県刈谷市	名古屋鉄道(株)	刈谷線	刈谷市	市道	1-694号線	第7号	-
34	三河知立8号	愛知県知立市	名古屋鉄道(株)	三河線	知立市	市道	牛田町山鹿新1号線	第12号	-
35	富貴1号	愛知県稲沢市	名古屋鉄道(株)	河和線	稲沢市	市道	大谷富貴線	第12号	-
36	益生東2号、西号	三重県桑名市	近畿日本旅客鉄道(株)	名古屋線	桑名市	市道	小野山千代田線	第10号	-
37	木下平	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山線	大津市	市道	新1044号線	第10号	-
38	橋本駅前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山線	大津市	市道	新1044号線	第10号	-
39	文七駅前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山線	大津市	市道	新1042号線	第10号	-
40	大門	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山線	滋賀県	市道	伊香立大津線	第10号	-
41	北野田1号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	東野線	堺市	市道	大泉線山線	第10号	第12号
42	金剛南二	大阪府堺市東区	西日本旅客鉄道(株)	新野線	堺市	市道	中三區+丘中興隆1号線	第12号	-
43	上野芝北二	大阪府堺市東区	西日本旅客鉄道(株)	新野線	堺市	市道	堺かつら原線	第12号	-
44	長瀬山1号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	東野線	堺市	市道	大泉線	第12号	-
45	津東1号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	東野線	堺市	市道	津東三區+丘線	第12号	-
46	津東2号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	東野線	堺市	市道	三區+丘御幸通線(北側)1号線	第12号	-
47	茨子千歳3号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	東野線(軌)	堺市	市道	新野線(小野)1号線	第12号	-
48	御津野1号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	東野線(軌)	堺市	市道	西津東線1号線	第12号	-
49	新津天神10号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	東野線	堺市	市道	長大津線(津)	第12号	-

No.	踏切道		鉄道		運路			該当する指定に係る基準第二条 (踏切道改良促進法施行規則)	
	名称	位置	事業者	線名	管理種	種別	路線名	第12号	-
00	東北一	大阪府堺市西区	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	堺市	市道	石津上石津線	第12号	-
01	石津1号	大阪府堺市西区	阪堺電気鉄道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	石津川津東場石津線	第12号	-
02	石津2号	大阪府堺市西区	阪堺電気鉄道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	浜中石津船場1号線	第12号	-
03	中百舌鳥1号	大阪府堺市北区	阪堺電気鉄道(株)	東野線	堺市	市道	中百舌鳥西方鳥居1号線	第12号	-
04	中百舌鳥2号	大阪府堺市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	秋方市	市道	藤野春日線	第10号	-
05	黒ヶ丘1号	大阪府秋方市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	秋方市	市道	(市)管理道路	第10号	-
06	黒ヶ丘2号	大阪府秋方市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	秋方市	市道	行野第24号線	第10号	-
07	黒ヶ丘3号	大阪府秋方市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	大阪府	府道	秋方大和郡山線	第10号	-
08	行野2号	大阪府秋方市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	秋方市	市道	行野西第14号線	第10号	-
09	河内長野2号	大阪府河内長野市	阪堺電気鉄道(株)	東野線	河内長野市	市道	藤野番多線	第10号	-
00	萬葉第1号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	羽曳野市	市道	鳥居50号線	第10号	-
01	萬葉第2号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	羽曳野市	市道	御原1号線	第10号	-
02	行野4号	大阪府交野市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	藤津4号線	第10号	-
03	藤津下平	大阪府交野市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	大阪府	府道	秋方交野藤津川線	第10号	-
04	藤津4号	大阪府交野市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	札幌春日線	第10号	-
05	交野2号	大阪府交野市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	札幌青山線	第10号	-
06	交野3号	大阪府交野市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	札幌13号線	第10号	-
07	黒野踏道	大阪府交野市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	札幌倉池線	第10号	-
08	河内森	大阪府交野市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	札幌市線(札幌駅)	第10号	-
09	河内森2号	大阪府交野市	阪堺電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	札幌9号線	第10号	-
10	麻城4号	大阪府阪南市	阪堺電気鉄道(株)	阪南線	阪南市	市道	西島町14号線	第10号	-
11	菅見ノ原2号	大阪府泉南郡田尻町	阪堺電気鉄道(株)	阪南線	田尻町	町道	黒野川の踏道	第10号	-
12	六甲道	兵庫県神戸市灘区	阪急電鉄(株)	神戸線	神戸市	市道	神戸六甲線	第10号	-
13	菅真口第1	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄(株)	菅真線	神戸市	市道	菅野台合第244号線	第7号	-
14	福平	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄(株)	三田線	神戸市	市道	福山線	第7号	-
15	北郷内	兵庫県神戸市西区	神戸電鉄(株)	粟生線	神戸市	市道	神野谷村37号線	第7号	-
16	福口第1	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	三木市	市道	福4号の1第208号線	第10号	-
17	大瀬(西第1)	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	三木市	市道	福が丘駅前線	第7号	-
18	住吉甲	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	三木市	市道	粟吉田広野線	第7号	-
19	七瀬(1)	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	兵庫県	県道	志保土山線	第7号	-
20	道の土	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	三木市	市道	石田西線	第7号	-
21	土井堤内	兵庫県小野市	神戸電鉄(株)	粟生線	小野市	市道	4307号線	第7号	-
22	藤島原	兵庫県三田市	神戸電鉄(株)	三田線	三田市	市道	寺ノ坪下線	第7号	-
23	黒山第7号	奈良県大和郡田原市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	奈良県	県道	河合大和黒田線	第10号	-
24	萬葉第3号	奈良県磯原市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	磯原市	市道	北砂法寺町1号線	第10号	-
25	黒ノ口第2号	奈良県磯原市	近畿日本鉄道(株)	磯原線	磯原市	市道	上島寺町・八木町線	第12号	-
26	大塚	奈良県桜井市	西日本旅客鉄道(株)	桜井線	桜井市	市道	橋板2号線	第12号	-
27	藤原第2号	奈良県香芝市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	香芝市	市道	4-42号線	第12号	-
28	ファミリー公園前第3号	奈良県磯城郡田原市	近畿日本鉄道(株)	磯原線	奈良県	県道	天瀬寺線	第12号	-
29	八幡町3号	和歌山県和歌山市	阪堺電気鉄道(株)	和太線	和歌山市	市道	西橋34号線	第7号	-
30	八幡町4号	和歌山県和歌山市	阪堺電気鉄道(株)	和太線	和歌山市	市道	西橋35号線	第7号	-
31	下	香川県高松市	四国旅客鉄道(株)	予備線	高松市	市道	下向田2号線	第10号	-
32	病院	香川県高松市	四国旅客鉄道(株)	予備線	高松市	市道	七間橋神田川線	第10号	-
33	富士原	香川県高松市	四国旅客鉄道(株)	高松線	高松市	市道	藤原生保原線	第10号	-
34	高市	香川県三豊市	四国旅客鉄道(株)	予備線	三豊市	市道	高市線	第10号	-
35	早野第2	香川県高松市	四国旅客鉄道(株)	土讃線	香川県	県道	藤田早野線	第10号	-
36	大谷第1	愛媛県松山市	四国旅客鉄道(株)	予備線	松山市	市道	瀬江41号線	第10号	-
37	練市	愛媛県田原中央市	四国旅客鉄道(株)	予備線	田原中央市	市道	五反地中上線	第10号	-
38	藤石家	愛媛県田原中央市	四国旅客鉄道(株)	予備線	田原中央市	市道	中村大塚線	第10号	-
39	日出茶	佐賀県唐津市	九州旅客鉄道(株)	唐津線	唐津市	市道	山本宮ノ前線	第12号	-
100	小江第一	長崎県唐津市	(一社)佐賀・長崎鉄道管理センター	高崎線	唐津市	市道	下ノ久保線	第12号	-

No.	踏切道		鉄道		運路			該当する指定に係る基準第二条 (踏切道改良促進法施行規則)	
	名称	位置	事業者	線名	管理種	種別	路線名	第12号	-
101	宮田川	熊本県玉名市	九州旅客鉄道(株)	豊肥線	玉名市	市道	六采線	第12号	-
102	新町	熊本県荒尾市高橋町	九州旅客鉄道(株)	豊肥線	高橋町	町道	横道志合線	第12号	-

参考情報

踏切対策の推進 HP (国土交通省)

踏切対策の概要、用語等については国土交通省 踏切道対策HPをご参照ください。

[踏切対策の推進 HP \(国土交通省\) \[外部サイト\]](#)

報道発表資料 (国土交通省)

改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について第一弾指定を行いました。[外部サイト]

改良すべき踏切道63箇所を新たに指定し、踏切道対策を進めます。[外部サイト]

改良すべき踏切道85箇所を新たに指定し、踏切道対策を進めます。[外部サイト]

改良すべき踏切道408箇所を新たに指定し、踏切道対策を進めます。[外部サイト]

改良すべき踏切道117箇所を新たに指定し、踏切道対策を進めます[外部サイト]

改良すべき踏切道102箇所を新たに指定し、踏切道対策を進めます[外部サイト]

URL :

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/index0000027.html>

【R7年度】法指定箇所(関東地整)

計 24箇所

● 道路局案件 9件

京道	茨城県下妻市	関東鉄道(株)	常総線	下妻市	市道	7256	第6号	-
原宿	茨城県常総市	関東鉄道(株)	常総線	常総市	市道	東223	第6号	-
抽ヶ台	茨城県常陸大宮市	東日本旅客鉄道(株)	水郡線	常陸大宮市	市道	2-5号線	第12号	-
日光線第248号	栃木県栃木市	東武鉄道(株)	日光線	栃木市	市道	1047号線	第4号	-
上毛線第60号	群馬県前橋市	上毛電気鉄道(株)	上毛線	前橋市	市道	21-5194号線	第6号	-
汚水処理場	群馬県高崎市	上信電鉄(株)	上信線	高崎市	市道	1287号線	第6号	-
宝性寺	群馬県高崎市	上信電鉄(株)	上信線	高崎市	市道	1502号線	第6号	-
武井	群馬県高崎市	上信電鉄(株)	上信線	高崎市	市道	吉井-4127号線	第6号	-
吉井東横内	群馬県高崎市	上信電鉄(株)	上信線	高崎市	市道	吉井-3284号線	第6号	-
広沢道	群馬県みどり市	東日本旅客鉄道(株)	両毛線	みどり市	市道	1級3号線	第12号	-
野田線第5号	埼玉県さいたま市大宮区	東武鉄道(株)	野田線	さいたま市	市道	10348号線	第12号	-
飯能第2号	埼玉県飯能市	西武鉄道(株)	池袋線	飯能市	市道	1-1-1号線	第10号	-
野田線第148号	千葉県野田市	東武鉄道(株)	野田線	野田市	市道	22348号線	第9号	-
柳町	千葉県袖ヶ浦市	東日本旅客鉄道(株)	内房線	袖ヶ浦市	市道	奈良輪高須新田線	第5号	-
高田馬場第5号	東京都新宿区	西武鉄道(株)	新宿線	新宿区	区道	23-221	第10号	-
東松原4号	東京都世田谷区	京王電鉄(株)	井の頭線	世田谷区	区道	21-B005号線	第10号	-
東松原5号	東京都世田谷区	京王電鉄(株)	井の頭線	世田谷区	区道	21-C402号線	第10号	-
九品仏2号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	大井町線	世田谷区	区道	33-C177号線	第12号	-
九品仏3号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	大井町線	世田谷区	区道	33-B002号線	第12号	-
九品仏4号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	大井町線	世田谷区	区道	33-C203号線	第12号	-
保谷第8号	東京都西東京市	西武鉄道(株)	池袋線	西東京市	市道	207号線	第10号	-
生見尾(電)	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	横浜市	市道	生麦第108号線	第2号	第3号
生見尾(旅)	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	横浜市	市道	生麦第108号線	第12号	-
小原	神奈川県相模原市中央区	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	相模原市	市道	宮上横山	第1号	-

踏切道内誘導表示の設置状況について

道路の移動円滑化に関するガイドライン改定【記者発表資料】

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



Press Release

別紙2

令和6年1月15日
道路局企画課

道路の移動等円滑化に関するガイドラインを改定しました
～踏切道での安全対策～

国土交通省では、踏切道での安全対策のため、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定しました。

一昨年4月、奈良県内において視覚に障害のある方が踏切内で列車に接触してお亡くなりになる痛ましい事故を受け、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を同年6月に改定し、踏切道での安全対策を盛り込みました。

その後、昨年9月～10月に踏切道での視覚障害者誘導方法に関する実験を実施するとともに、視覚障害者団体、学識経験者等で構成する「踏切道等における視覚障害者誘導対策WG」等でのご議論を踏まえ、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定しましたのでお知らせします。

主な改定内容

1. 踏切道内へ踏切道内誘導表示を設けることを標準的な整備内容に位置づけ
2. 踏切道内誘導表示の標準的な設置方法及び構造を規定
3. 歩行者通行空間の確保及び路面等の整備を望ましい整備内容に位置づけ
4. 実証実験結果の紹介
5. 歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合の踏切道での対策等をコラムに記載

(添付資料)

- ・改定の概要
- ・改定の箇所

別紙1

別紙2

なお、改定後のガイドラインの全体版は下記のURLで公表しています。

【道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和6年1月）】

https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/ki_jun/pdf/all.pdf

<問い合わせ先>

道路局 企画課 大西、福島

代表：03-5253-8111（内線 37562, 37554） 直通：03-5253-8485

道路の移動等円滑化に関する ガイドライン

令和6年1月

国土交通省道路局

令和5年9・10月に実施した踏切道上の実証実験を踏まえ、踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法や構造を規定する等、道路の移動等円滑化ガイドラインの改定を行う。

現行のガイドラインでの記載内容概要

第7章② 視覚障害者誘導用ブロック

➢ 踏切道での視覚障害者の誘導について整備内容を規定

・踏切道内には、「表面に凹凸のついた誘導表示等」(歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形式とする)を設けることが望ましい。(望ましい整備内容)

➢ 誘導用ブロック等の設置図や事例を掲載



車道に凹凸のついた誘導表示等 対策事例

・「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造は別途検討する。

第1章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等

➢ コラム

・踏切道におけるバリアフリー対策の事例紹介



レールフランジの緩衝材 ブロックによる歩車道分離

改定したガイドラインでの記載内容概要

第7章⑥ 踏切道 (項目を新設し、踏切道関係の記載を集約)

➢ 踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法及び構造を規定【視覚障害者誘導用ブロック・踏切道内誘導表示の設置】

➢ 踏切道内には、踏切道内誘導表示を設ける。(標準的な整備内容)

➢ 踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の標準的な設置方法及び構造を規定。(右図参照)

※歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合の踏切道での対策についてもコラムへ掲載。

【歩行者通行空間の確保及び路面等】

- ・視覚障害者誘導用ブロックと遮断かんの間の路面はゴムチップ舗装とすることが望ましい。
- ・踏切道内のカラー舗装及び車道外側線の設置等が望ましい。
- ・車両への注意喚起看板等の設置が望ましい。

(望ましい整備内容)



ゴムチップ舗装 カラー舗装 踏切道内の車道外側線 注意喚起看板

【実験結果概要】

- ・令和5年9月21日、10月3-5,12日に実施した評価実験を紹介

➢ コラム

- ・音に関する実証実験結果の紹介
- ・踏切道におけるバリアフリー対策の事例紹介等



標準的な設置方法及び構造

①標準的な設置方法等



踏切道内誘導表示の構造 遮断かんの位置 整備イメージ

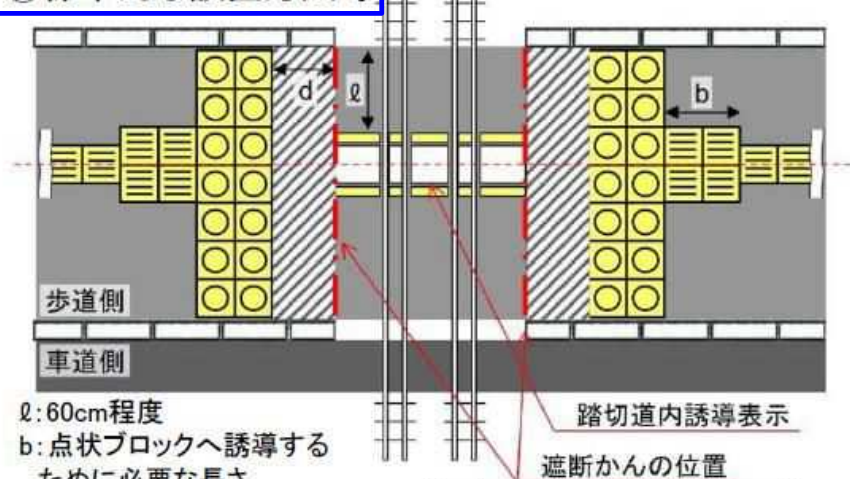
②幅員が狭い場合の標準的な設置方法等



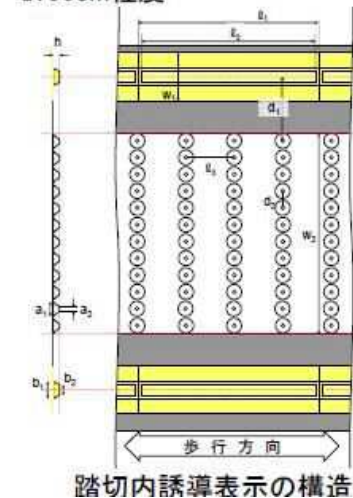
踏切道内誘導表示の構造 遮断かんの位置 整備イメージ

踏切道内には、踏切道内誘導表示を設けることを標準とする。踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法及び構造について①を標準、歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が狭い踏切道では(車椅子使用者が踏切道内誘導表示を回避困難な場合)②を標準とする。

①標準的な設置方法等



ℓ: 60cm程度
 b: 点状ブロックへ誘導するために必要な長さ
 d: 50cm程度

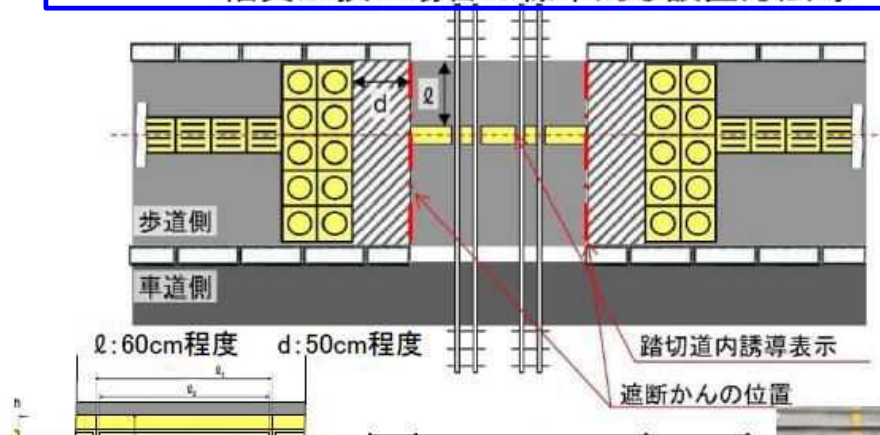


記号	項目	寸法 (mm)
w ₁	着色範囲 (黄色)	75
w ₂	着色範囲 (白)	320
d ₁	線状突起と最外列の点状突起の中心間距離	100
h	突起の高さ	5

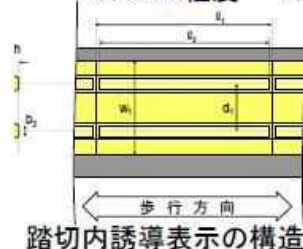


整備イメージ

②歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が狭い場合の標準的な設置方法等



ℓ: 60cm程度 d: 50cm程度



記号	項目	寸法(mm)
w ₁	着色範囲 (黄色)	150以上
d ₁	線状突起の中心間距離	75
h	突起の高さ	5



整備イメージ

【設置にあたっての注意点概要(①②共通)】

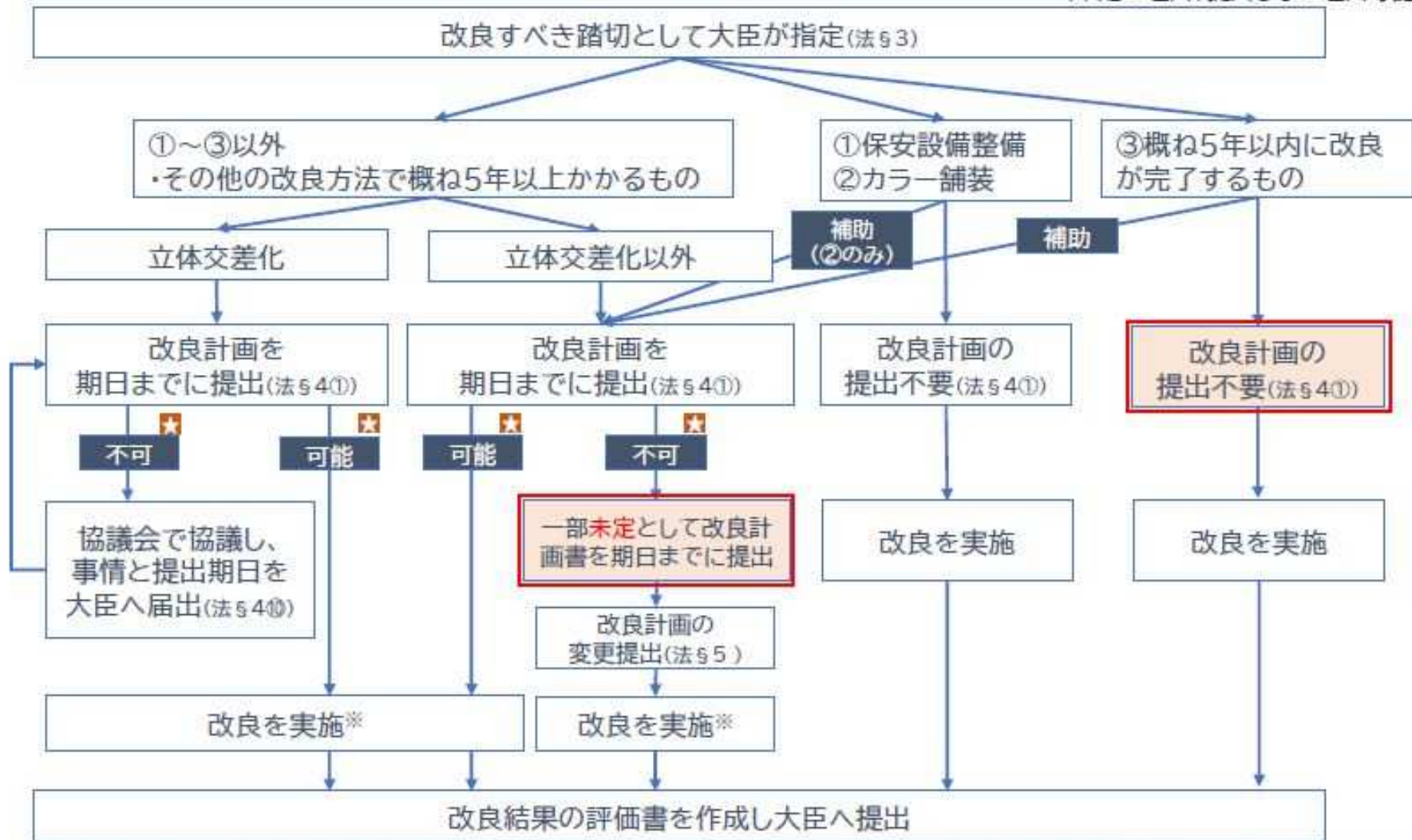
- ・歩道等及び自転車歩行者専用道路等の単路部から連続的に線状ブロックを設置し、踏切道手前部の点状ブロックへ適切に誘導する
- ・点状ブロックは歩道等又は自転車歩行者専用道路等の全幅に設置する
- ・線状ブロックと踏切道内誘導表示の中心線が直線的に一致するように設置する
- ・踏切内誘導表示と点状ブロックの間は50cm程度の離隔をとる
- ・踏切内誘導表示は建築限界を確認の上設置する

踏切道改良計画の期限到達について

法指定されてから改良結果の評価を提出するまでのフロー

○踏切法第3条指定後のフロー

- ★ カルテに提出日を記載
- カルテに進捗を反映し見える化
(未定の理由、提出しない理由等記載)



※必要に応じて改良計画変更提出

改良計画書の詳細が未定の場合の記載方法

○改良計画書及びカルテの記載内容

・踏切誘導表示で協議が理由の場合
事業費・工期を未定で提出することは不可

■改良計画書

改良の方法 (特定改良)	工事の概要 (対策内容等)	事業主体	事業費 (百万円)				工期 (年度)		踏切道の改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業 (道路協力団体等の取り組みも含む)					
			総額	内訳			工事着手 予定 (令和)	工事完了 予定 (令和)	事業の内容	事業主体	事業費 (百万円)	事業期間 (年度)		
				工事費	用地費補 償費	その他						事業 着手 予定 (令和)	事業 完了 予定 (令和)	
構造の改良	歩道の設置	〇〇市	未定	未定	未定	未定	未定	未定						
改良の方法、工事の概要、事業主体は必ず記載														
工事の概要 (改良の具体的な内容)	〇〇を理由に、事業費・事業期間等が未定の為、令和〇年度を目途に、改良計画書を変更して提出予定													
当該踏切道の近傍に立 他の踏切道に関する事														

■踏切カルテ

対策図・完了写真	対策実施の状況				令和〇未時点
	進捗	協議会の 設置状況	改良計画書の 作成年度	事業化年度	工事着手年度
(完了写真)			(提出期限) R8.3.31		
対策内容					
<p>改良計画書に記載した内容をカルテに反映し見える化</p> <p>■事業費・事業期間等の改良方法の詳細を未定で提出する場合 〇〇を理由に、事業費・事業期間等が未定の為、令和〇年度を目途に、改良計画書を変更して提出予定</p> <p>■5年以内に完了する為、改良計画書を提出しない場合 令和〇年〇月までに改良が完了する予定の為、改良計画書を提出しない</p>					

地方踏切道改良協議会

地方踏切道改良協議会について

目的・概要

- 踏切道の対策を進めていくには、地域の実情に応じて、多様な関係者が緊密に連携して取り組むことがより一層重要。
- 踏切道改良促進法に基づき、鉄道事業者及び道路管理者が、地方運輸局、地方整備局、都道府県知事、市町村長などの関係者を構成員として、踏切道の改良の促進に関し必要な協議を行うための組織

構成員

- ・地方整備局長
- ・地方運輸局長
- ・鉄道事業者
- ・道路管理者
- ・都道府県知事
- ・地域の関係者 等

主な協議内容

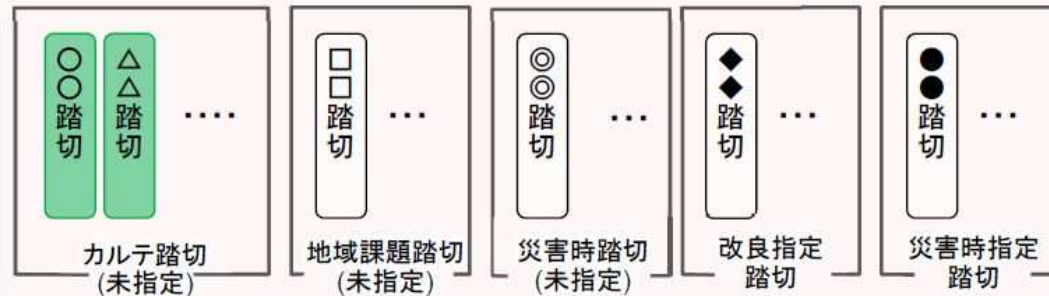
- ・踏切道の改良計画の作成、実施に関すること。
- ・踏切道の災害時管理方法の作成、実施に関すること。
- ・踏切道の指定に向けた必要な協議。
- ・その他の踏切道の改良の促進に関し必要な協議。

等

踏切道改良協議会合同会議

- ・協議会は、踏切道ごとに設置することを基本とするが、
- ・都道府県単位や特定の鉄道会社の路線単位等、一定エリアにおける複数の踏切道をまとめて、
- ・線的・面的に一体的な協議を行うことも可能

〇〇県 踏切道改良協議会 合同会議イメージ



踏切道改良検討会

- ・未指定のカルテ踏切等の法指定に向けた具体的な検討を行うため、合同会議の下部組織として踏切道改良検討会の設置が可能。

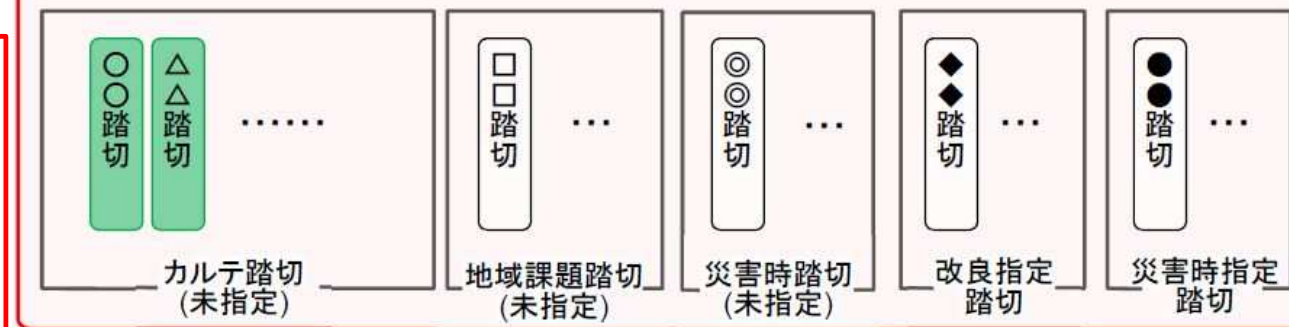
踏切道改良協議会の体制

合同会議

(趣旨)

- ・未指定のカルテ踏切や地域課題踏切の法指定に向けた進捗管理
- ・法指定後の改良計画の作成及び実施、災害時管理方法の作成に関し必要な協議
- ・評価に当たっての意見聴取
- ・踏切に係る情報提供 など

〇〇県 踏切道改良協議会 合同会議



(全国踏切箇所数)

約900箇所

約90箇所

約300箇所

R3.4指定数
93箇所

R3.6指定数
181箇所

改良検討会

(趣旨)

- ・未指定のカルテ踏切の法指定に向けた具体的検討 など

〇〇県△△地域 踏切道改良検討会



〇〇県□□地域 踏切道改良検討会

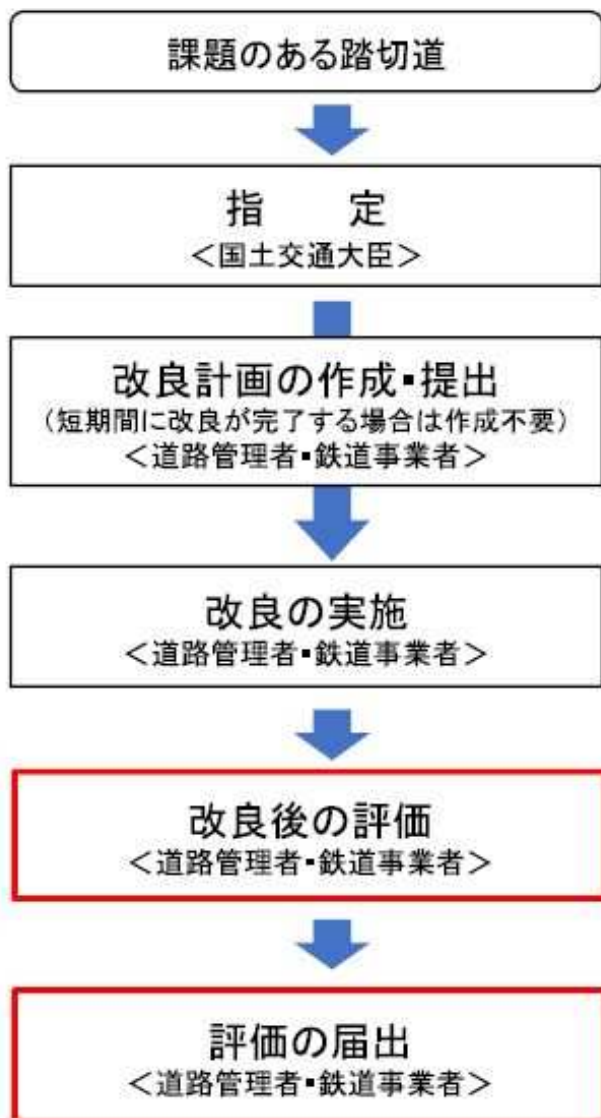


・個別協議を要する指定踏切道は、適宜、地方踏切道改良協議会で議論可能

※地域課題踏切(未指定)及び災害時踏切(未指定)についても地域の意見を踏まえ、改良検討会で議論可能

評価について合同会議の議題案件 (R7年度)

踏切道の改良後の評価制度の創設



【改良後の評価】

(法第12条第1項、施行規則第12条第1項参照)

- ・改良の完了後、自ら評価を遅滞なく実施すること。
- ・評価は改良後の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況の調査及び分析を行うとともに、指定に係る基準に該当するかどうかを明らかにすること。

【評価の届出】

(法第12条第2項、施行規則第12条第2項参照)

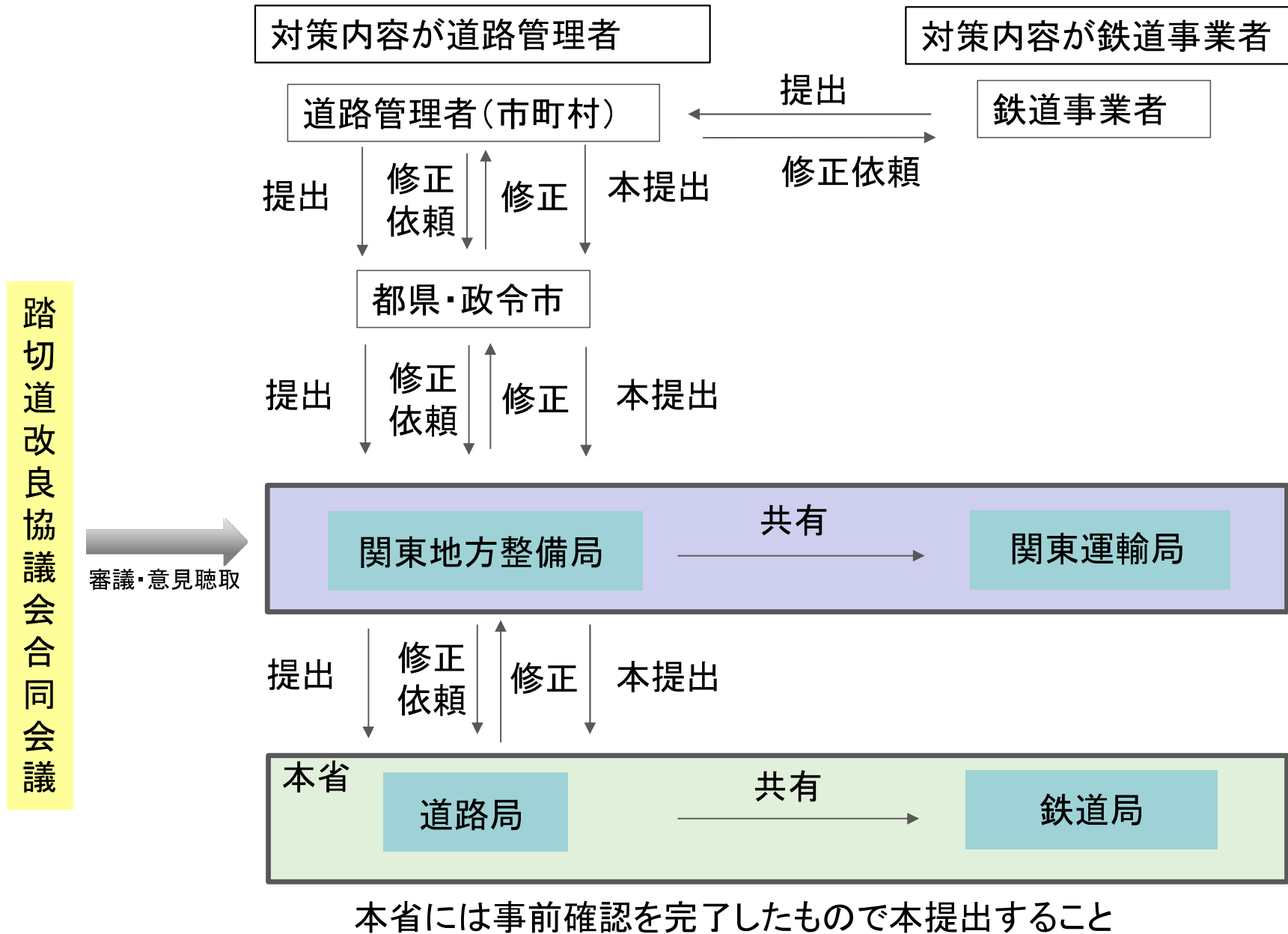
- ・次に掲げる事項を記載の上、評価の結果を国土交通大臣に提出すること。
 - ① 踏切道の名称
 - ② 踏切道の位置並びに鉄道の線区名及び道路の路線名
 - ③ 改良の方法(当該踏切道の改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業を含む)
 - ④ 改良を実施した期間
 - ⑤ 安全かつ円滑な交通の確保に関する状況の評価の結果
 - ⑥ 安全かつ円滑な交通の確保に関する状況に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

勸告

(法17条第3項抜粋)

- ・完了後もなお指定に係る基準に該当する踏切道について、安全かつ円滑な交通の確保を図ることが特に必要であると認めるとき

評価様式の確認・提出ルート



評価制度のポイント

- 評価手法は公共事業の事後評価手法等に準拠し、踏切改良後の交通量等の状況の変化要因等を調査・分析するとともに、指定基準の該当について確認。
- 必要に応じて、地方協議会を活用し、地域課題踏切等の評価について事業者以外の意見を聴取。

評価の実施時期

- 改良の完了後、遅滞なく
→構造改良等(道路側対策)の竣工、保安設備(鉄道側対策)の設置の後、概ね1年以内(ただし、事故多発踏切については、1年以内に暫定的な評価を実施し、5年後に再度評価を実施)

評価手法

- 交通量、事故発生状況、その他安全かつ円滑な交通の確保に関する状況の調査および分析
→評価手法は、公共事業の事後評価手法・項目(効果の発現状況、改善措置の必要性等)に準拠
- 指定基準の該当の確認
→協議会を活用し、地域課題踏切等の評価について必要に応じて事業者以外の意見を聴取し、評価に反映。

評価単位

- 指定踏切道毎(ただし、連続立体交差事業は複数の踏切道を纏めて評価することも可能)

その他

- 評価結果は踏切カルテに記載し、公表

道路側対策(立体交差化・構造改良等)
鉄道側対策(保安設備)

法指定基準

カルテ基準

(5年毎の踏切実施調査に基づき該当を確切)

- 開かずの踏切
- 自動車ボトルネック踏切
- 歩行者ボトルネック踏切
- 歩道狭隘踏切
- 通学路要対策踏切
- 事故多発踏切
- 移動等円滑化要対策踏切

- 地域課題踏切

- 高齢者等対策踏切
- 遮断機が未設置
- 支障報知装置が未設置

対策完了後の評価結果

(参考)

踏切道の評価結果

実施年月日		評価年月日		事業主体					
踏切道の 基本情報	踏切道番号								
	踏切道名称								
	踏切道の名称								
	位置								
	踏切道の種別								
踏切道の 詳細情報	道路の種別			道路種別					
	改良方法	改良の種類	定額(円) 又は総額(円)	種別 (注)	期間 途中 完了	実施主体	改良の具体的な内容		
踏切道の 改良履歴	備考								
踏切道の 評価結果	備考	踏切道改良基準		改良前	改良後	踏切道改良 基準	改良後		
		第一号	踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第1号)			第八号	改良前	改良後	
		第二号	踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第2号)			第九号			
		第三号	踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第3号)			第十号			
		第四号 ・ 第五号	踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第4号)	歩道	歩道	歩道	歩道	第十一号	
				踏切道	踏切道	踏切道	踏切道		
				踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第4号)	踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第4号)	踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第4号)	踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第4号)		
				踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第4号)	踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第4号)	踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第4号)	踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第4号)		
		第六号	踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第6号)			第十二号			
		第七号	踏切道改良基準(踏切道改良基準(一)第7号)						
		踏切道の改良の概要							
		踏切道の改良の概要							
踏切道の改良の概要									
踏切道の改良の概要									
踏切道の改良の概要									

①定量的評価

法に基づく踏切道改良基準が、定量的に調査・算出ができるものである場合、データを調査・算出し評価を行うものとする。

②定性的評価

保安設備の整備による改良や地域の課題の実情を考慮し改良を実施するもののように、定性的な判断が必要なものは、定性的に評価することができることとする。なお、地域の課題や実情を考慮し改良を実施するものについては、原則として、関係者等への聞き取りを行い、評価を行うものとする。

◆評価の結果（公表）

評価の結果については「踏切道安全通行カルテ」において結果を公表する。

最後に

○踏切協議相談窓口について

※県に相談のうえ必要があれば活用してください。

地方整備局名	窓口	メールアドレス
北海道開発局	建設部 地方整備課	hkd-ky-tihouseibika-fumikiri@gxb.mlit.go.jp
東北地方整備局	道路部 地域道路課	thr-82chiikidoro@ki.mlit.go.jp
関東地方整備局	道路部 地域道路課	ktr-chiikidouro@ki.mlit.go.jp
北陸地方整備局	道路部 地域道路課	chiiki-douro@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	道路部 地域道路課	cbr-chikird@mlit.go.jp
近畿地方整備局	道路部 地域道路課	kkr-chidou-r8602@mlit.go.jp
中国地方整備局	道路部 地域道路課	chiikidouro@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	道路部 地域道路課	skr-chikidoro@mlit.go.jp
九州地方整備局	道路部 地域道路課	qsr-douro-fumikiri@gxb.mlit.go.jp

踏切道の現状について

関東運輸局
令和8年3月

踏切道数の推移(全国)

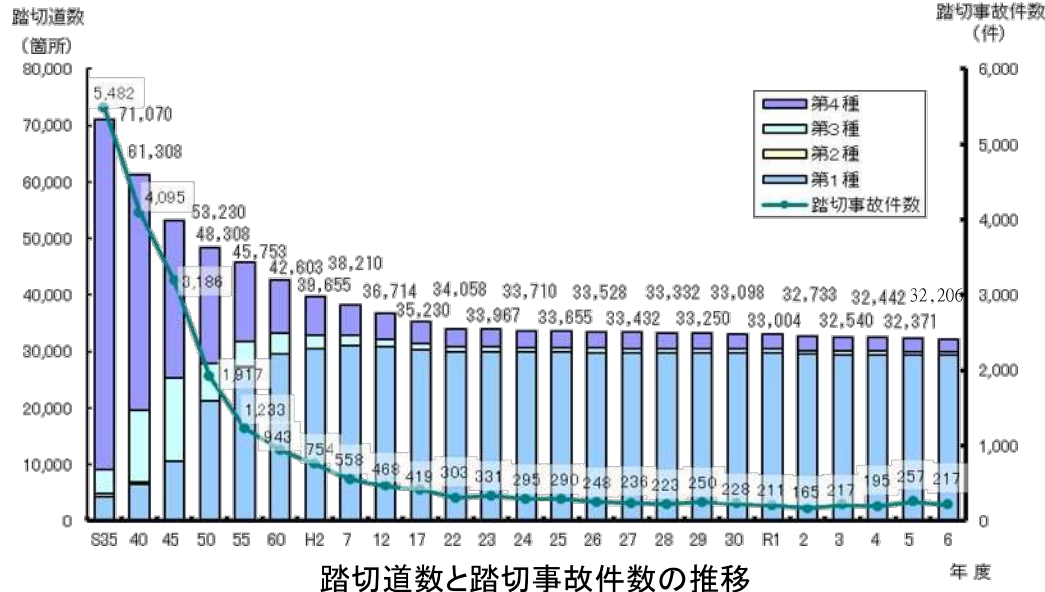
- ・令和6年度末現在踏切数は、32,206であり、対前年度比165減であった。
- ・内訳は、第1種踏切道65減、第3種踏切道15減、第4種踏切道85減であった。

○ 踏切道数の推移 ※括弧内は減少数

年 度	第 1 種	第 3 種	第 4 種	合 計
令和2年度	29,567 (▲150)	639 (▲45)	2,527 (▲76)	32,733
令和3年度	29,473 (▲94)	612 (▲27)	2,455 (▲72)	32,540
令和4年度	29,442 (▲31)	592 (▲20)	2,408 (▲47)	32,442
令和5年度	29,422 (▲20)	582 (▲10)	2,367 (▲41)	32,371
令和6年度	29,357 (▲65)	567 (▲15)	2,282 (▲85)	32,206

○ 第1種化の推移

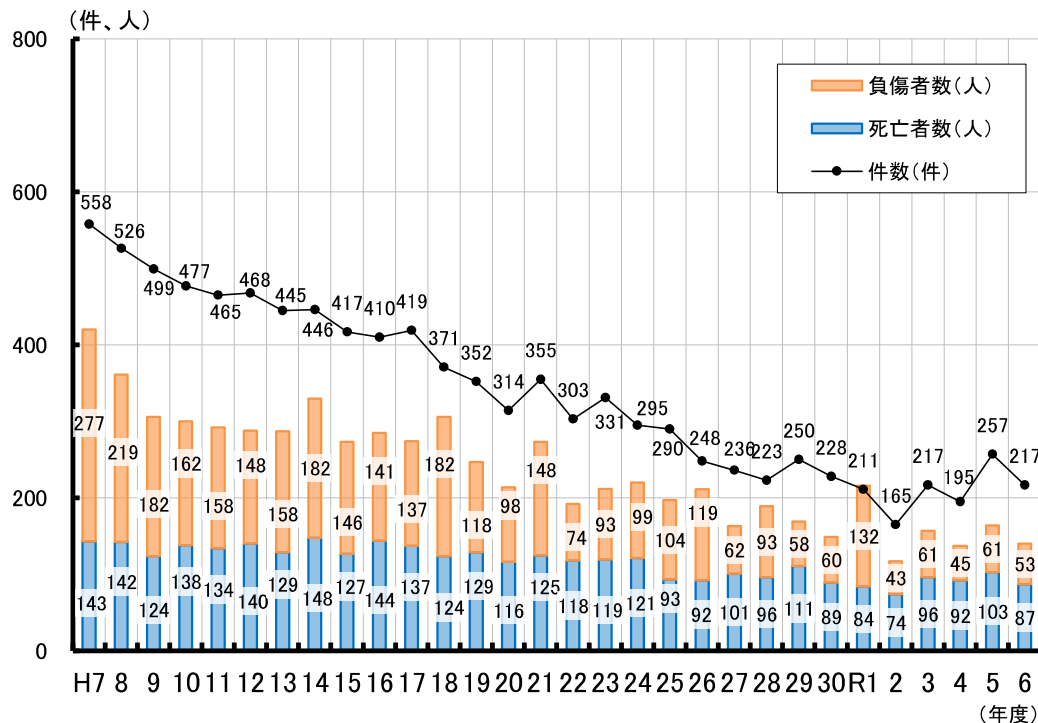
年 度	第 1 種 化
令和2年度	31
令和3年度	31
令和4年度	17
令和5年度	19
令和6年度	14



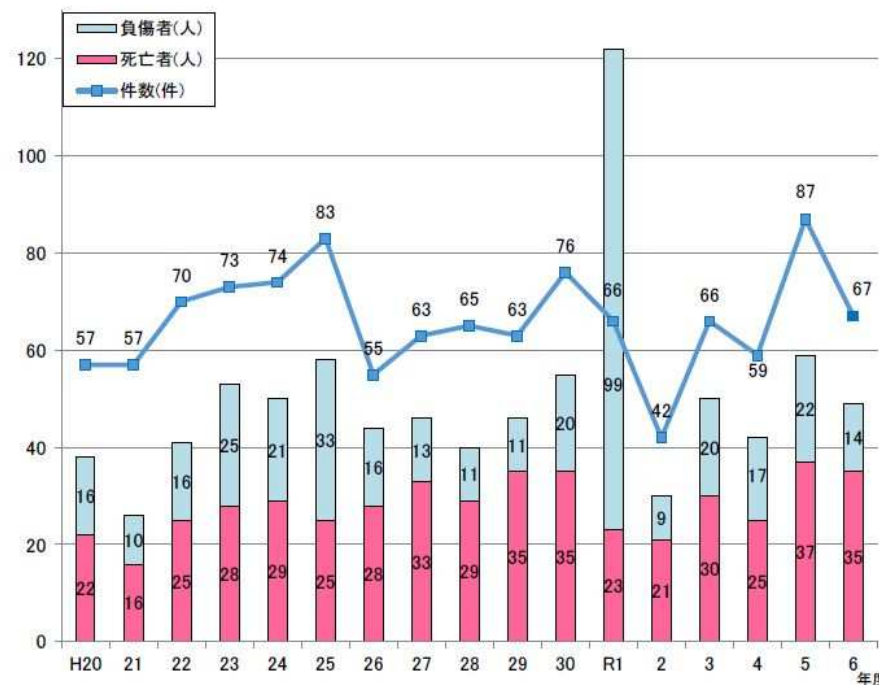
踏切道数と踏切事故件数の推移

令和6年度 踏切事故等の発生状況

- ・踏切事故の件数は、長期的に減少傾向にあるが、令和6年度は、217件(対前年度比40件減)であった。
- ・内訳は、第1種踏切道194件(対前年度比35件減)、第3種踏切道3件(同1件増)、第4種踏切道20件(同6件減)であり、第1種踏切道における事故が9割近くを占める。
- ・踏切道1箇所あたりの踏切事故発生件数は第4種踏切道が第1種踏切道の約1.3倍であった。
- ・踏切事故による死傷者数は140人(対前年度比24人減)、うち死亡者数は87人(同16人減)であり、共に昨年度より減少した。



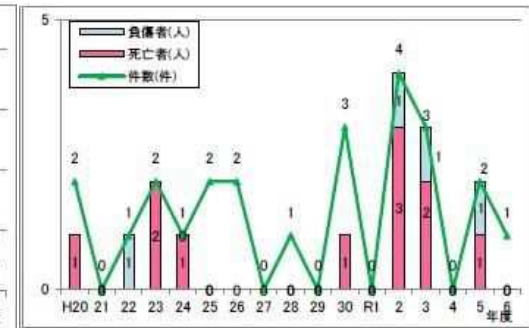
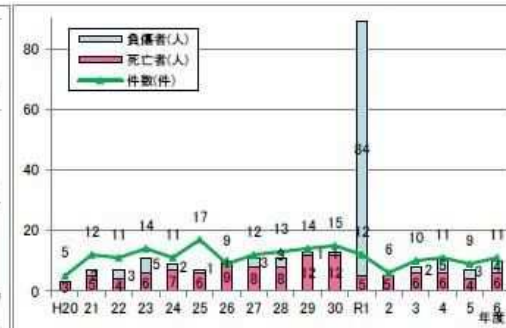
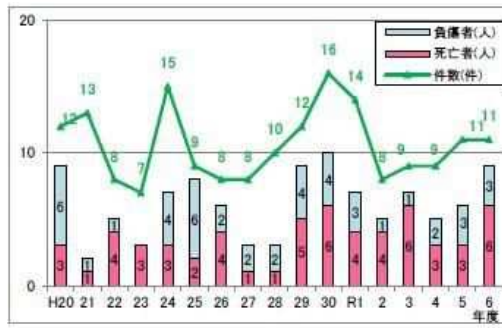
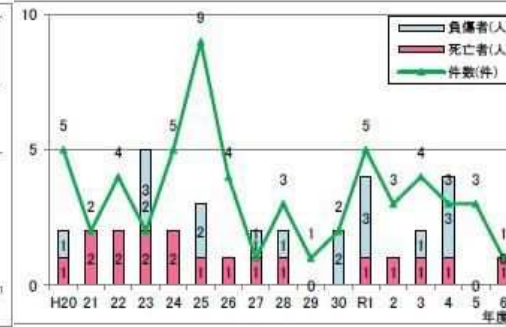
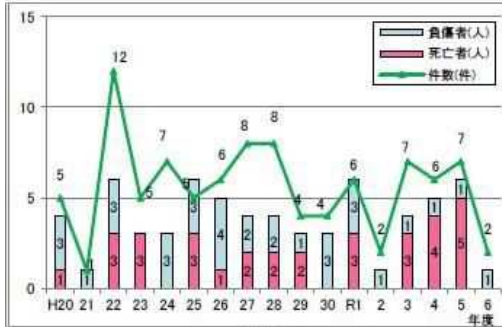
全国の踏切事故の件数及び死傷者数の推移



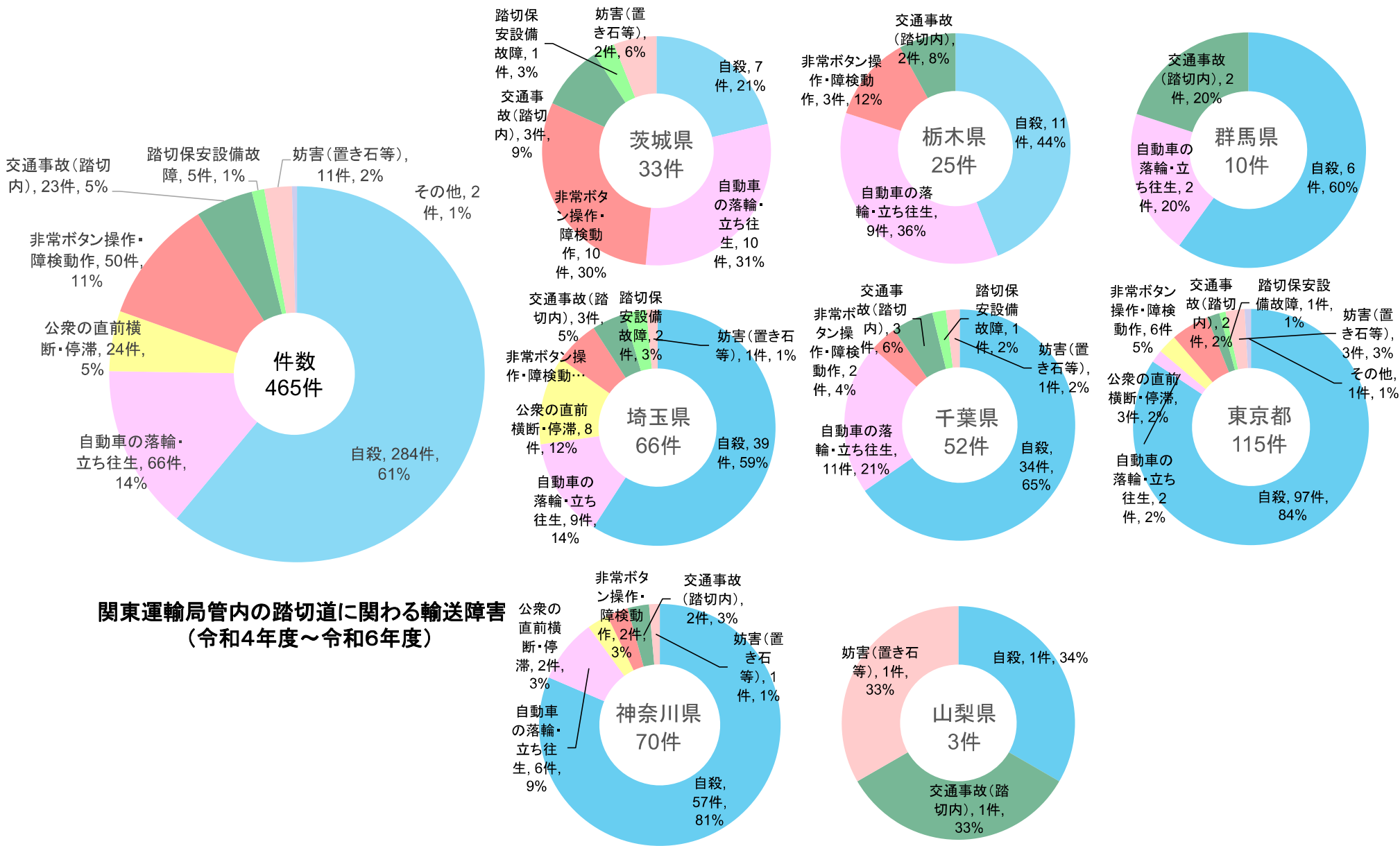
関東運輸局管内の踏切事故の件数及び死傷者数の推移

令和6年度 踏切事故の発生状況(関東運輸局管内)

●各都県における踏切事故の件数及び死傷者数の推移



関東運輸局管内の踏切道に関わる輸送障害(令和4年度～令和6年度)



関東運輸局管内の踏切道に関わる輸送障害(令和4年度～令和6年度)

第3種及び第4種踏切道の安全対策（1）第4種踏切道数等の現状

国土交通省としては、遮断機も警報機も設置されていない第3種及び第4種踏切道は、安全性の向上が重要な課題であると認識しており、これまで、

- ・統廃合の促進、
- ・遮断機・警報機の整備の支援による第1種踏切道化の促進

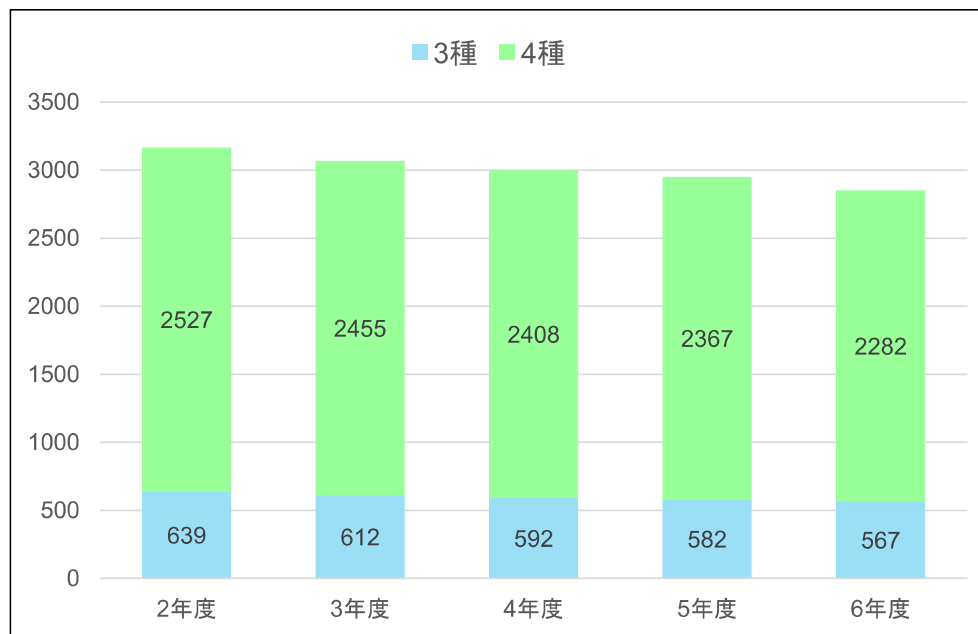
などの取組みを、道路管理者、地方自治体及び鉄道事業者などの関係者とともに進めてきている。

こうした取組みにより、第4種踏切道数は年々減少し、全国で年間約60箇所減少している。

しかし、地元との協議の難航、第1種化の費用負担が課題となり、廃止及び第1種化ができない踏切道が多数残っている。

廃止、第1種化に向けて、引き続き協議を進めていただきたい。

第3種・第4種踏切道数の推移（全国）



(参考)第3種及び第4種踏切道に係る法令上の規定

◎道路法(昭和27年6月10日法律第180号)

(道路と鉄道との交差)

第三十一条 道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差する場合(当該道路が国道であり、かつ、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く。)においては、当該道路の道路管理者及び当該鉄道事業者等は、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

◎鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日国土交通省令第151号)

(道路との交差)

第三十九条 鉄道は、道路(一般公衆の用に供する道をいう。以下同じ。)と平面交差してはならない。ただし、新幹線又は新幹線に準ずる速度で運転する鉄道以外の鉄道であつて、鉄道及びこれと交差する道路の交通量が少ない場合又は地形上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(踏切道)

第四十条 踏切道は、踏切道を通行する人及び自動車等(以下「踏切道通行人等」という。)の安全かつ円滑な通行に配慮したものであり、かつ、第六十二条の踏切保安設備を設けたものでなければならない。

(踏切保安設備)

第六十二条 踏切保安設備は、踏切道通行人等及び列車等の運転の安全が図られるよう、踏切道通行人等に列車等の接近を知らせることができ、かつ、踏切道の通行を遮断することができるものでなければならない。ただし、鉄道及び道路の交通量が著しく少ない場合又は踏切道の通行を遮断することができるものを設けることが技術上著しく困難な場合にあつては、踏切道通行人等に列車等の接近を知らせることができるといふものであればよい。

(参考)運輸安全委員会における調査状況 (第3種及び第4種踏切道における死亡事故)

運輸安全委員会において調査の対象となった踏切障害事故(※)

※令和4年4月以降に発生した事故の鉄道事故調査報告書(公表済み)を抜粋して作成

発生日	事業者	踏切区分	発生場所	概要	(参考情報)	死傷者数	講じた措置
R6.6.20	JR東日本	第3種	五能線 沢目駅～東八森駅間[秋田県山本郡八峰町]	進行方向右側から踏切道に進入してくる軽自動車が見えたと同時に衝突したことを認めたため、その瞬間に気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用		運転者 79歳	線路脇の除草、注意喚起看板の設置、自光式発行人灯の設置、停止線の塗色
R6.4.6	上信電鉄	第4種	上信線 馬庭駅～西山名駅間[群馬県高崎市]	進行方向左側から踏切道に進入してくる歩行者を認めたため、停止手配を執ったが、列車は歩行者と衝突		歩行者 9歳	第1種踏切に改良、踏切注意柵の増設、注意喚起看板の更新、車道外側線の再塗装
R6.1.18	関東鉄道	第4種	常総線 三妻駅～南石下駅間[茨城県常総市]	進行方向左側から踏切道内に進入してくる自転車を認めたため、気笛を吹鳴するとともに非常停止手配を執ったが、列車は同自転車と衝突		運転者 84歳	注意喚起看板の追加、舗装面の補修、踏切道幅員の再塗装、反射鏡の増設と更新
R5.11.18	JR九州	第4種	日豊線 佐生駅～幸崎駅間(単線)[大分県大分市]	進行方向左側から踏切道に進入してくる歩行者を認めたため、直ちに気笛を吹鳴するとともに非常停止手配を執ったが、列車は同歩行者と衝突	・補聴器を装着	歩行者 68歳	踏切幅員表示杭、落輪防止壁の塗色、気笛吹鳴標識の設置
R5.9.3	JR西日本	第3種	岩徳線 米川駅～周防高森駅間[山口県岩国市]	進行方向左側から踏切道に進入してくる軽自動車を認め、直ちに気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用した、列車は同自動車と衝突		運転者 42歳	第1種踏切に改良、踏切幅員の再塗装、警戒標識の設置、舗装整備、停止線の設置
R5.7.2	JR九州	第4種	唐津線 小城駅～久保田駅間[佐賀県小城市]	進行方向左側から踏切道方向へ走ってくる通行者を認め、直ちに気笛を吹鳴するとともに非常停止手配を執ったが列車と通行者が衝突	・イヤホンを装着し進行方向の左右を見ることなく前方を向いたまま踏切に進入	通行者 52歳	踏切の車道外側線、踏切幅員表示杭、注意喚起看板の支柱等への塗色、路面標示の実施等
R5.4.10	WILLER TRAINS	第4種	宮津線 四所駅～西舞鶴駅間[京都府舞鶴市]	進行方向左側から踏切道に進入してくるハンドル形電動車椅子に乗った通行者を認めたため、非常ブレーキを使用するとともに気笛を吹鳴したが、列車は同通行者と衝突	・身体障害者手帳の交付は受けていない。	通行者 86歳	踏切注意柵の再塗装、路面標示、注意看板の設置、廃止又は第1種格上げの関係者との協議を開始等
R5.3.2	高松琴平電気鉄道	第4種	琴平線 羽間駅～榎井駅間[香川県仲多度郡まんのう町]	進行方向左側から踏切道に進入してくる歩行者を認め、直ちに気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用した、列車は歩行者と衝突	・簡易遮断柵が設置されていた	歩行者 83歳	一時的な通行止め、踏切警標・注意看板の更新、路面標示、簡易遮断柵の延長・手前へ引く構造に改良、他踏切道への簡易遮断柵の設置・改良、合意に至った5カ所の踏切道廃止、当該踏切の第1種化の合意を受けた改良着手等
R4.12.21	長良川鉄道	第3種	越美南線 上万場駅～万場駅間[岐阜県郡上市]	踏切道に進入してくる自動車を認め、直ちに気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用した、列車は自動車と衝突		運転者 46歳	気笛吹鳴標識の設置、踏切警報機の塗装、360度形踏切警報灯への交換(他の踏切道へ同取組を展開予定) 踏切道のカラー塗装、踏切道手前に停止線及び踏切予告マークの設置、踏切警戒標識(踏切あり)の設置(同取組を市内に展開を検討)等
R4.10.31	JR九州	第4種	長崎線 佐賀駅～伊賀屋駅間[佐賀県佐賀市]	踏切道に進入してくる普通自動車を認め、非常ブレーキを使用したが、列車は自動車と衝突	・交通規制あり(二輪自動車、農耕用車両、軽自動車以外の自動車通行禁止)	運転者 50歳	廃止協議の継続実施、注意喚起看板の設置等
R4.10.17	JR貨物	第3種	東北線 安達駅～二本松駅間[福島県二本松市]	踏切道に進行方向左側から進入してきた歩行者を認め、非常ブレーキを使用した、列車は同歩行者と衝突		歩行者 52歳	一時的な通行止め、統廃合する踏切の対象として廃止や1種化の継続協議等
R4.9.26	JR西日本	第4種	境線 中浜駅～高松町駅間[鳥取県境港市]	踏切道に左側から進入してくる歩行者を認めたため、直ちに非常ブレーキを使用した、列車は同歩行者と衝突	・踏切の直前で一時停止することなく進入していた	歩行者 18歳	車両侵入防止ポールを設置、隣接する4種踏止、当該踏切を第1種化・使用を開始等
R4.9.20	高松琴平電気鉄道	第4種	志度線 大町駅～六万寺駅間[香川県高松市]	踏切道の右側から進入してくる歩行者を認め、気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用した、列車は同歩行者と衝突	・簡易遮断柵が設置されていた ・携帯電話に顔を向けたままの状態 で踏切を横断しようとしていた(事故発生時間帯の6時23分に携帯電話からの発信履歴あり)	歩行者 76歳	気笛吹鳴標識の設置、簡易遮断柵を手前に引く構造に改良、注意喚起看板の設置、路面標示、簡易遮断柵の改良を全箇所へ展開する計画を策定等
R4.4.5	福島交通	第4種	飯坂線 平野駅～医王寺前駅間[福島県福島市]	踏切道の左側から進入してくる軽自動車を認めたため、直ちに気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用した、列車は同軽自動車と衝突	・本踏切に一時停止することなく進入していた。	運転者 65歳	安全啓発の実施、関係者の使用時以外の通行禁止柵等の設置を検討、当該踏切以外の第4種踏切道の協議を開始
R4.4.5	天竜浜名湖鉄道	第4種	天竜浜名湖線 宮口駅～岩水寺駅間[静岡県浜松市]	踏切道にいる通行者を認めたため、気笛を吹鳴し非常ブレーキを使用した、列車は同通行者と衝突		通行者 48歳	沿線樹木伐採、車止めポール・路面へ注意喚起シールの設置、当該踏切を含む第3種及び第4種踏切道の廃止や安全性の工場の協議を実施等

(参考)運輸安全委員会における調査状況 (第3種及び第4種踏切道における死亡事故)

◎ JR東日本 五能線 踏切障害事故の例

※直近2件(公表済み)のものを掲載

5 再発防止のために望まれる事項

踏切遮断機のない第3種踏切道は、安全性向上のためには踏切道を廃止するのが望ましく、廃止できない場合は踏切遮断機を設置し第1種踏切道へ改良すべきである。

また、廃止又は第1種踏切道への改良が実施されるまでの間は、同社及び同町は、同署等と協力し、同種踏切道の通行者に対して、啓発活動や注意を促す看板等の設置により、踏切通行時の一時停止及び安全確認を促すことが望ましい。

さらに、同社及び同町には本件踏切以外にも第3種及び第4種踏切道が存在していることから、同社及び沿線自治体等の関係者は、これらの踏切道の廃止又は第1種化について、合意形成に向けて継続して協議を進めていくことが望ましい。

◎ 関東鉄道 常総線 踏切障害事故の例

5 再発防止のために望まれる事項

踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道は、安全性向上のためには廃止するのが望ましく、廃止できない場合は踏切保安設備を整備し、第1種踏切道へ改良すべきものである。鉄道事業者、道路管理者、地域住民等の関係者は踏切道の廃止等に向けた協議を進め、可及的速やかに具体的な取組を実施することが必要であると考えられる。

また、近くに迂回路となる第1種踏切道があることから、鉄道事業者、道路管理者等の関係者は協力し、具体的な取組を実施するまでの間、保安度の高い第1種踏切道等へ迂回することが事故の減少につながることを、啓発活動等によって注意喚起し、第4種踏切道の通行をできる限り回避するよう通行者に促すことが望ましい。

(参考)運輸安全委員会の参考情報

参考情報(安全へのツール)

運輸安全委員会のホームページには、紹介すべき事件事例や各種統計に基づく分析などの内容を充実させることで、事故の再発防止・啓発に向け、皆様のお役に立てていただけるように、「**運輸安全委員会ダイジェスト**」などの**参考情報が掲載**されています。

第3種踏切道及び第4種踏切道における事故に関する事項については、以下の資料もご参照ください。

(1) 運輸安全委員会ダイジェスト第43号(令和5年9月)鉄道事故分析集

「地域鉄道における事故防止対策」(列車脱線事故の内容も含まれています)

(https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/jtsbdigests_No43.html)

「地域鉄道における事故防止対策」より抜粋

これまでに事故が起きた第3種・第4種踏切道に対して、事故後に講じられた措置の状況を見ると、JRや大手民鉄等では約60%を廃止又は第1種化しているのに対し、地域鉄道では約36%にとどまっています。JR・大手民鉄等も、地域鉄道も第1種化の方が廃止よりも数が多くなっていますが、第1種化した事例の多くが、廃止を目指していたものの自治体や地元住民等との調整が難航し、第1種化に方針を切り替えて措置完了に至っています。しかし、**地域鉄道では経済的な理由から第1種化は困難との声も多く、第1種化できた事例は自治体が整備費を一部又は全額負担したり、補助金を活用したりすることで整備が実現していますが、補助金を申請しても全額補助ではないため自己負担分の捻出が困難というケースも見られます。**

踏切道が残る第1種化の方が地元住民等の理解を得られやすいというメリットもありますが、地域鉄道においては原則、経済性や安全性の観点から「廃止」を目指していくことが望ましいと考えられます。

(2) 運輸安全委員会ダイジェスト第31号(平成31年2月)鉄道事故分析集

「遮断機のない踏切は危険 廃止や遮断機・警報機の整備など、早急な対策が必要」

(https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/jtsbdigests_No31.html)

(3) 運輸安全委員会ホームページ「踏切事故を起こさないために」

(<https://www.mlit.go.jp/jtsb/guide/fumikiri.html>)

第3種及び第4種踏切道の安全対策（2）第4種踏切道等の危険性

1. 事業者 上信電鉄株式会社
2. 事故等種類 踏切障害事故
3. 発生日時 令和6年4月6日(土) 8時53分頃 天候:曇
4. 場所 上信線 馬庭駅まにわ～西山名駅にしやまな間 天水踏切道てんすい(第4種)
5. 死傷者 死亡1名(小学校4年生(9才)、女兒)
6. 概要

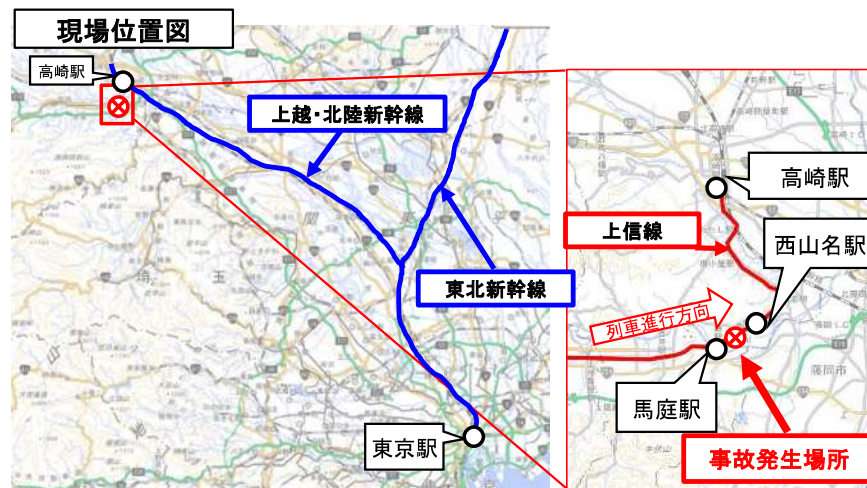
下仁田駅発 高崎駅行き列車運転士は、馬庭駅～西山名駅間を速度約64km/hで運転中、天水踏切道の手前で左側から踏切道に進入してくる小学生を認めたため、停止手配を執ったが衝突した。

7. 原因

列車が接近している状況において小学生が踏切道に進入したためと推定される。小学生が踏切道に進入したことについては、列車の接近を認識していなかった可能性が考えられるが、小学生が死亡しているため詳細を明らかにすることはできなかった。

8. 付記

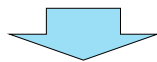
- ・当該踏切道は、第4種踏切道(踏切遮断機及び踏切警報機なし)。
- ・列車運転士は以下のように証言している。
 - ①小学生が踏切道に進入する際、列車の方を見ておらず、駆け足で進入してきた。
 - ②犬の後方におり、**犬を追いかけているように見えた。**
- ・知的発達や運動発達の観点から**10歳未満の子供にとって道路横断の危険予測は難しいとされており、これは踏切道の横断についても同様と考えられる。**
【運輸安全委員会の報告書を参考に作成】



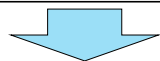
危険な第3種、第4種踏切道は、存在そのものが地域にとって安全上のリスク

第3種及び第4種踏切道の安全対策 (3)群馬県の取組み

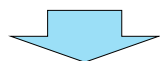
上信電鉄の第4種踏切道で死亡事故が事故発生
(令和6年4月6日発生・9歳の女児が死亡)



関東運輸局、鉄道事業者、群馬県などの関係自治体、関東地方整備局等からなる「群馬県 踏切道 改良協議会」を急遽開催し、県内の第4種踏切道の廃止や第1種踏切道化について協議



群馬県の方針は、可能な限り第4種踏切道の「廃止」又は第1種踏切道への「転換」



対応状況	箇所数
廃止済み	15
第1種化済	5
廃止予定	6
第1種化予定	5
継続協議	43
合計	74

※合計箇所数は令和6年4月1日時点の箇所数
※令和8年2月末時点

群馬県の対応

※ 道路管理者=市町

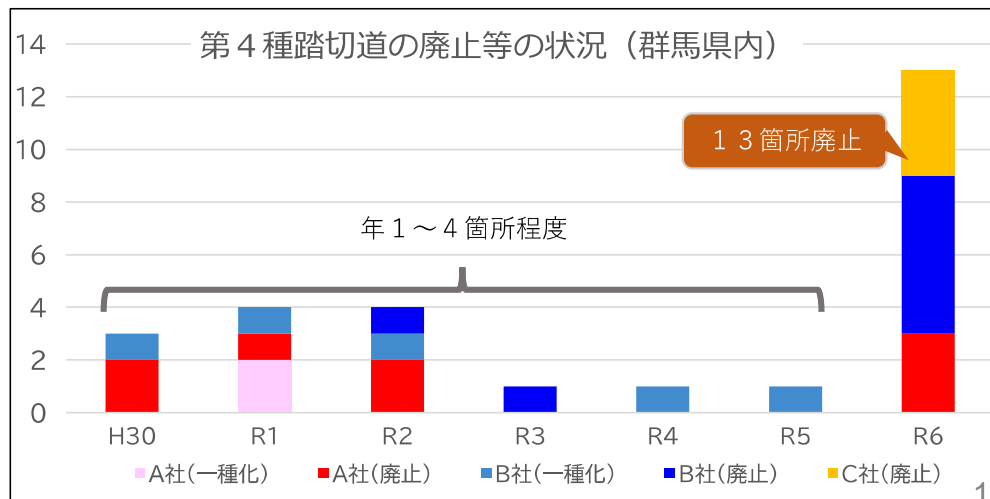
- 対応方針を公表することで、関係者の対応が迅速化
- 鉄道事業者と道路管理者が協議する環境を調整
- 調整結果の認識に齟齬がないか確認し、必要に応じてすり合わせを実施
- 対応状況を個別の踏切ごとに公表し、他の道路管理者の状況を共有
- 鉄道事業者と道路管理者のスケジュールを管理

道路管理者・鉄道事業者の対応

- 地元に踏切のリスクを説明
- 自治体からの補助で1種化を促進



- **都道府県等のリーダーシップが重要**
- **鉄道事業者と道路管理者の連携が重要**

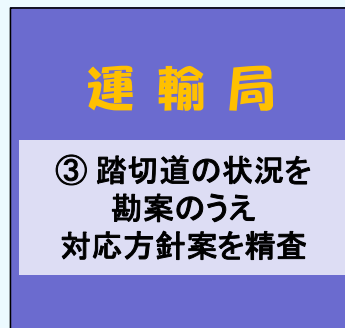


第3種及び第4種踏切道の安全対策 (4) 関東運輸局の取組み

群馬県では第4種踏切道の安全対策として、県、鉄道事業者及び道路管理者が一体となって、踏切道ごとに対応方針を検討したうえで対策が進められ、令和6年度だけでも同県内で13箇所の第4種踏切道が廃止されたところ。

第3種及び第4種踏切道の安全対策を進展させるためには、このように関係者が一体となって踏切道ごとにおいて具体的な対応方針を検討したうえで対策に取り組むことが重要。

関東運輸局の取組み



① 個々の踏切道の状況調査

鉄道事業者

② 対応方針案の提示 ※実現可能性のある現実的な案を提示(廃止、統廃合、第1種化…)

④ 対応方針案の提示

(道路管理者等)

都 県

※都県がとりまとめ

⑤ 対応方針案を検討

市 町 村

⑥ 検討結果を連絡

⑦ 対応方針確定・対策実施 対応方針が確定した踏切道から関係者が対策を実施。

⑧ 定期的に踏切道改良協議会合同会議に報告

合同会議では、進捗状況の管理、課題共有等を行う。

※群馬県は、令和6年から開始した県主体の進め方を現在も継続。

第3種及び第4種踏切道数(関東運輸局管内)

都県別第3種及び第4種踏切道数

	第3種	第4種	合計
茨城県	0	69	69
栃木県	6	32	38
群馬県	0	61	61
埼玉県	0	89	89
千葉県	6	84	90
東京都	4	21	25
神奈川県	9	25	34
山梨県	0	37	37
合計	25	418	443

茨城県

	合計		J R 東日本		関東鉄道		鹿島臨海鉄道		ひたちなか海浜鉄道		真岡鐵道	
	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種
龍ヶ崎市	0	5				5						
下妻市	0	1				1						
常総市	0	15				15						
常陸太田市	0	1		1								
取手市	0	3				3						
ひたちなか市	0	16								16		
鹿嶋市	0	7						7				
常陸大宮市	0	4		4								
那珂市	0	5		5								
筑西市	0	4				3						1
神栖市	0	1						1				
つくばみらい市	0	3				3						
大子町	0	4		4								
合計	0	69	0	14	0	30	0	8	0	16	0	1

栃木県

	合計		J R 東日本		J R 貨物		真岡鐵道		わたらせ渓谷鐵道	
	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種
宇都宮市	0	1		1						
足利市	0	1		1						
日光市	0	9		5						4
小山市	2	17	1		1	17				
那須烏山市	2	1	2	1						
益子町	1	0					1			
茂木町	0	1						1		
市貝町	1	0					1			
高根沢町	0	2		2						
合計	6	32	3	10	1	17	2	1	0	4

群馬県

	合計		J R 東日本		わたらせ渓谷鐵道		上信電鉄		上毛電気鐵道	
	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種
前橋市	0	2								2
高崎市	0	19						19		
桐生市	0	5		1						4
渋川市	0	2		2						
藤岡市	0	1		1						
富岡市	0	16						16		
みどり市	0	8		1		7				
下仁田町	0	2						2		
甘楽町	0	2						2		
嬭恋村	0	1		1						
東吾妻町	0	2		2						
みなかみ町	0	1		1						
合計	0	61	0	9	0	7	0	39	0	6

埼玉県

	合計		J R 東日本		秩父鐵道	
	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種
熊谷市	0	6				6
行田市	0	7				7
秩父市	0	30				30
飯能市	0	1		1		
羽生市	0	3				3
深谷市	0	5				5
日高市	0	1		1		
毛呂山町	0	1		1		
小川町	0	2		2		
ときがわ町	0	1		1		
皆野町	0	8				8
長瀨町	0	13				13
寄居町	0	11		3		8
合計	0	89	0	9	0	80

第3種及び第4種踏切道数(関東運輸局管内)

千葉県

	合計		J R 東日本		京成電鉄		流鉄		銚子電気鉄道		小湊鉄道		いすみ鉄道		京葉臨海鉄道	
	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種
銚子市	0	4							4							
市川市	0	1			1											
館山市	0	2		2												
木更津市	0	1		1												
松戸市	0	3					3									
勝浦市	0	1		1												
市原市	2	50									45			2	5	
君津市	1	5	1	5												
袖ヶ浦市	0	4		2												2
いすみ市	1	4											1	4		
大多喜町	2	9									3		2	6		
合計	6	84	1	11	0	1	0	3	0	4	0	48	3	10	2	7

東京都

	合計		J R 東日本		J R 貨物		東京都交通局 (軌道)	
	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種
新宿区	0	1						1
豊島区	0	10						10
北区	0	2						2
荒川区	1	4					1	4
青梅市	3	1	3	1				
福生市	0	1				1		
奥多摩町	0	2		2				
合計	4	21	3	3	0	1	1	17

神奈川県

	合計		J R 東日本		J R 東海		J R 貨物		小田急箱根		神奈川臨海鉄道	
	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種
横浜市	4	3	1					1			3	2
川崎市	5	3		2							5	1
横浜賀市	0	1		1								
小田原市	0	5				1				4		
逗子市	0	2						2				
箱根町	0	11								11		
合計	9	25	1	3	0	1	0	3	0	15	8	3

山梨県

	合計		J R 東日本		J R 東海		富士山麓電気鉄道	
	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種	第3種	第4種
富士吉田市	0	7						7
都留市	0	18						18
北杜市	0	3		3				
市川三郷町	0	0						
身延町	0	5				5		
南部町	0	1				1		
西桂町	0	3						3
合計	0	37	0	3	0	6	0	28

第3種及び第4種踏切道の安全対策 (5) 関東鉄道(株)の取組み

主な経緯

- 2005年(平成17年)
快速運転開始。快速通過駅周辺の第4種踏切道の安全対策を沿線市と協議し20か所削減。
- 2016年(平成28年)
第4種踏切道で小学4年生が死亡する事故が発生。沿線市とともに対策を加速。
- 2024年(令和6年)
隣接土地改良(田畑区画整理)協議時に統廃合等を条件に付加。

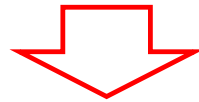
削減の手法

- ①道路管理者から道路改良(踏切拡幅、立体交差等)要望の際は、必ず踏切道の廃止を含めた検討をする。
- ②住民説明は沿線市と連携する。
→鉄道事業者が前面に出ると、我田引水として受け取られる傾向にある。
- ③回覧板によるお知らせとする。
→集合説明会を開催すると、反対意見が少数であっても、結果、総論反対となってしまうおそれがある。
- ④廃止一辺倒ではなく、生活道路として廃止が困難な場合は、第1種化として鉄道事業者・沿線市の双方で計画的に予算措置を行う。

**鉄道事業者と沿線自治体が予算措置を含め強力に連携
結果、第4種踏切道を大幅に削減**

種別 路線名	踏切総数			第1種			第4種			
	2000年 (25年前)	2015年 (10年前)	2025年 (現在)	2000年 (25年前)	2015年 (10年前)	2025年 (現在)	2000年 (25年前)	2015年 (10年前)	2025年 (現在)	25年間 増減
常 総 線	217	189	170	122	141	146	95	48	23	△ 72
竜ヶ崎線	19	19	19	12	14	14	7	5	5	△ 2
合 計	236	208	189	134	155	160	102	53	28	△ 74

- 一部の事業者では、踏切道通行者に物理的な一旦停止・左右確認を促し、直前横断に起因した事故を防ぐことを目的とした「手動ゲート(手動遮断桿)」や「踏切道手前の柵」を導入している。
- 第1種化により維持管理すべき施設を増やすことは困難と考えている事業者が多い中、これらの設備は、第1種化に比べて少ない費用で、整備や維持管理が可能であると考えられることから、その導入によって第4種踏切道の暫定的な対策として安全性の向上に資することが期待される。



これらの設備については、踏切道補助の支援の対象ではないため、支援制度を創設。

○手で遮断棒を持ち上げるタイプ



○手で遮断棒を押すタイプ



○一旦停止を促す柵



手動ゲート設置数: 262箇所設置 令和7年3月末現在

1. 目的・事業概要

【目的】

踏切道改良促進法に基づき、遮断機や警報機等の踏切保安設備の整備を推進し、踏切道における事故防止と交通の円滑化を図る。

【事業概要】

踏切道改良促進法に基づき指定された踏切を対象に、遮断機・警報機、高齢者等の歩行者の踏切事故防止に資する設備及び災害時の稼働状況等の把握に資する設備等の整備を支援。

2. 制度の内容

○補助対象事業者:

(A) 地方公共団体以外の鉄道事業者

・鉄道事業(軌道業を含む)において、以下のいずれかの要件に該当

〔赤字
・黒字で営業利益率が少ない
(事業用固定資産営業利益率7%以下)

かつ

・全事業において、以下のいずれかの要件に該当

〔赤字
・黒字で営業利益率が少ない
(事業用固定資産営業利益率10%以下)

(B) 地方公共団体である鉄道事業者

・鉄道事業が赤字

○補助対象事業:

(i) 改良すべき踏切道の改良を実施する鉄道事業者

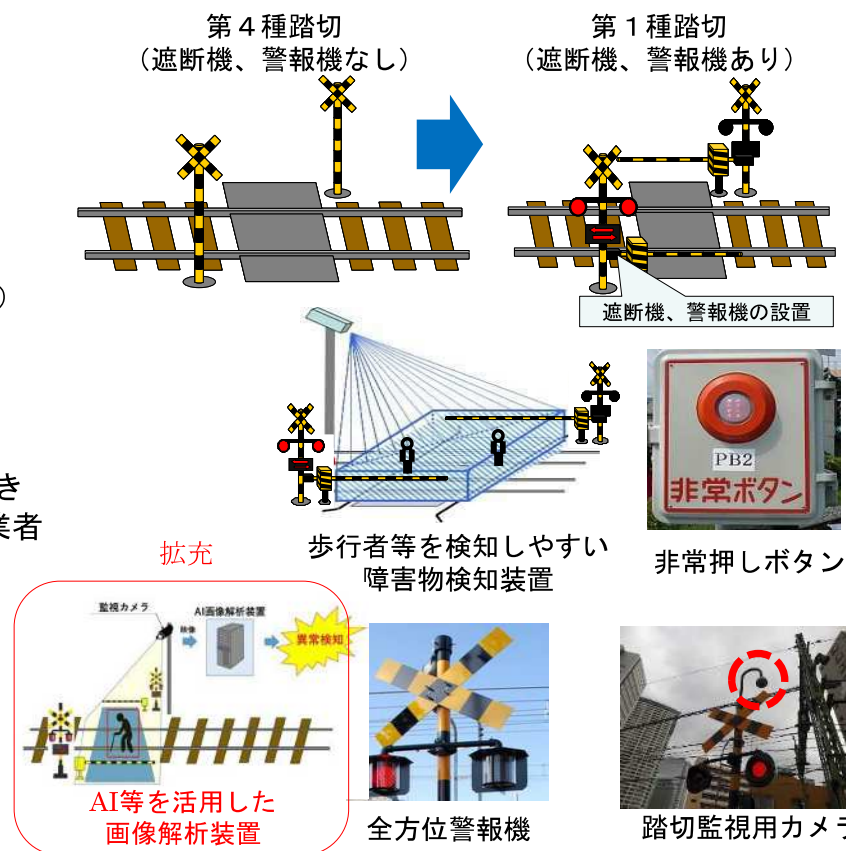
遮断機、警報器、警報時間制御装置、障害物検知装置(高規格化を含む)、非常押しボタン、全方位警報器
AI等を活用した画像解析装置 等

(ii) 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の管理を実施する鉄道事業者

踏切監視用カメラ

○補助率: 赤字の鉄道事業者 国1/2以内、地方公共団体1/3以内
黒字の鉄道事業者 国1/3以内、地方公共団体1/3以内

【踏切保安設備の整備例】



安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の更新を支援

1. 補助対象事業者 鉄軌道事業者
2. 補助率 国 : 1 / 3 以内または 1 / 2 以内 (※1)
3. 補助対象設備 レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、踏切保安設備(※2) 等

※1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況(財政力指数要件)の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1 / 2 等

※2 踏切保安設備の新設については、踏切道改良促進法第2条で定義されていない踏切道(道路法による道路以外の道路上にある踏切道)が対象。



軌道改良



法面固定



ATSの整備



遮断機・警報機の整備

1. 目的・事業概要

【目的】

遮断機・警報機のない第4種踏切道において、歩行者等の一旦停止、左右確認を促し直前横断を防ぐことで、第4種踏切道の安全対策を簡易かつ効果的に実施できる整備を推進し、第4種踏切道の安全性の向上を図る。

【事業概要】

第4種踏切道において、歩行者等の直前横断等を抑止するため、踏切通行者の物理的な一旦停止を促すゲートや柵等の整備を支援。



設備例

※メーカーにより、様々な種類有

2. 制度の内容

○補助対象事業者

鉄軌道事業者

○補助対象事業

第4種踏切道に歩行者等の物理的な一旦停止及び左右確認を促す設備を設置する事業

○補助率

(A) 地方公共団体以外の鉄道事業者

・赤字の鉄道事業者 国1/2以内

・黒字の鉄道事業者 国1/3以内

(B) 地方公共団体である鉄道事業者

・国1/3以内

※道路法上の道路以外の道路と交差する第4種踏切道での事故も多数発生していることから、本事業では、そのような踏切での対策事業も補助対象とする。



設置前



設置後(イメージ)

勝手横断箇所について

【勝手横断箇所】

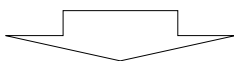
鉄道事業者が踏切道として認めていないが、明らかに線路内を横断した形跡があるもの。



令和6年に、広島県内において、勝手横断箇所において、2件の人身障害事故が発生（1箇所は昨年9月30日に閉鎖）

鉄道事業者としては閉鎖したいが、横断箇所となった過去の経緯等もあり、閉鎖することが困難となっている。

踏切の統廃合、踏切拡幅に併せて、近隣の勝手横断箇所が閉鎖される事例もある。



閉鎖するには、関係自治体の協力が必要です。

鉄道事業者と自治体が連携して、閉鎖に向けた協議をお願いします。